

(3) 都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）

(平成28年(2016年)10月2日告示)  
 変更(令和3年(2021年)10月1日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目及び新千里北町3丁目の区域（新千里北住宅地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



変更なし

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

変更なし

B地区

対象内容	景観形成基準		
屋 根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,Y,R,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下
	無彩色(N)	7以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5以下	4以下 6以下 4以下 2以下
	無彩色(N)	4以上 8.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

変更なし

(4) 都市景観形成推進地区 (新千里南住宅地区)

(平成28年(2016年)10月2日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里南町1丁目及び新千里南町2丁目の区域(新千里南住宅地区)を都市景観形成推進地区として設定します。



2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区(新千里南住宅地区)において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区(新千里南住宅地区)において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)

変更なし

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1,5以下
	無彩色(N)	6以上9,5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

変更なし

(5) 都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）

(令和2年(2020年)3月21日告示)

1. 区域

右図の豊中市北緑丘1丁目の区域（北緑丘1丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを目指すとともに、当該地区の良好な景観の形成を図ります。



3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

変更なし

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	6以上8.5以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

変更なし

B地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下
無彩色(N)	7以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上9.0以下	4以下
			6以下
	4以下		
	2以下		
無彩色(N)	4以上9.0以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

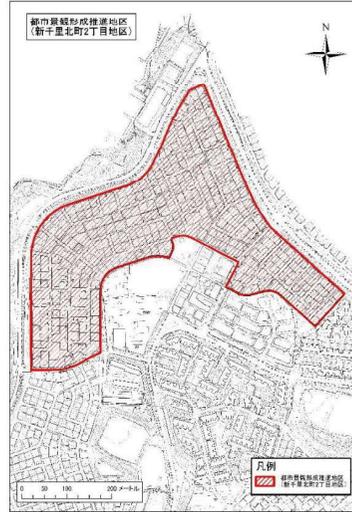
変更なし

(6) 都市景観形成推進地区 (新千里北町2丁目地区)

(令和2年(2020年)10月1日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目の区域(新千里北町2丁目地区)を都市景観形成推進地区として設定します。



2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区(新千里北町2丁目地区)において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区(新千里北町2丁目地区)において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)

変更なし

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,Y,R,Y,G,Y,G,B,G,B,P,B,P,RP)	6 以下	6 以下
無彩色(N)	7 以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,B,G,B,P,B,P,RP	4 以上 9.5 以下	4 以下 6 以下 4 以下 2 以下
	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。		
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

変更なし

(7) 都市景観形成推進地区 (新千里西町3丁目地区)

(令和3年(2021年)12月24日告示)

1. 区域

右図の豊中市新千里西町3丁目の区域(新千里西町3丁目地区)を都市景観形成推進地区として設定します。



2. 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区(新千里西町3丁目地区)において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区(新千里西町3丁目地区)において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)

変更なし

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

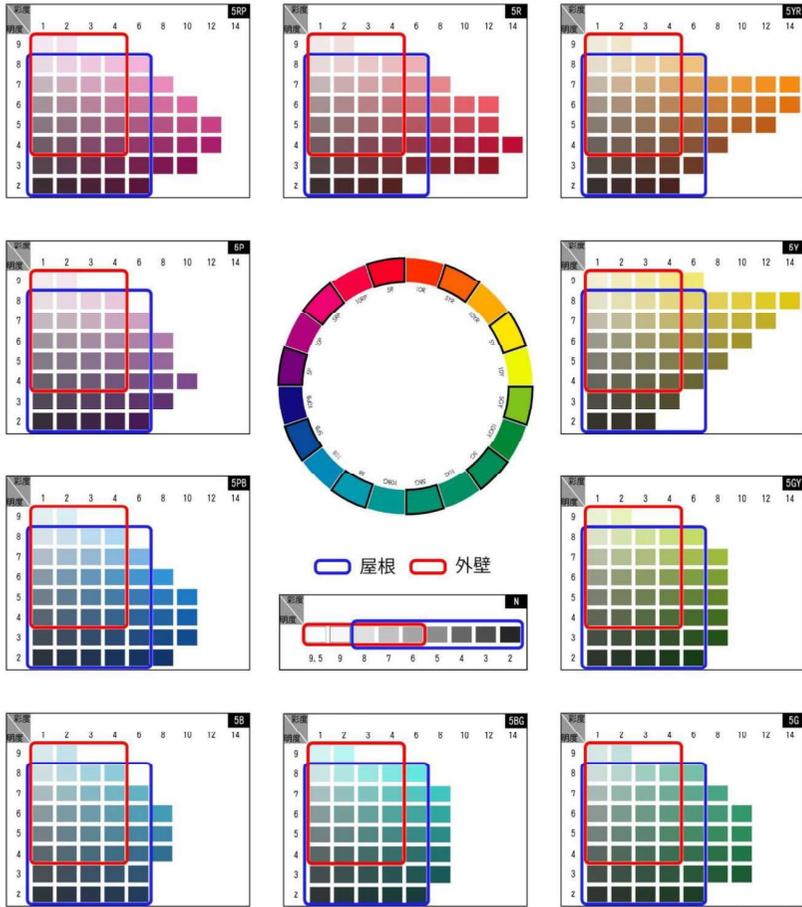
対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,Y,R,Y,G,Y,G,B,G,B,P,B,P,RP)	6 以下	6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,B,G,B,P,B,P,RP	4 以上 9.5 以下	4 以下 6 以下 4 以下 2 以下
	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

変更なし

旧

新

(参考) 屋根及び外壁の色彩基準のカラーチャート



※実際の色彩は色票により確認して下さい。

変更なし



<目次>

~~策定経過~~ 資-1

~~豊中市都市景観・屋外広告物審議会名簿~~ 資-2

~~豊中市都市計画審議会審議会名簿~~ 資-2

~~豊中市都市景観形成マスタープラン~~

~~(基本計画/景観計画)(計画編)の諮問・答申文~~ 資-3

~~平成24年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での  
主な意見集~~ 資-5

~~平成25年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での  
主な意見集~~ 資-8

~~平成24年度豊中市都市計画審議会での主な意見集~~ 資-9

~~平成25年度豊中市都市計画審議会での主な意見集~~ 資-9

~~豊中市都市景観形成マスタープラン(素案)に  
対する意見集~~ 資-10

都市景観形成に関わる動き(年表) 資-12

用語集 資-13

※削除部分は、「平成26年度(2014年度)策定当時の資料」に移動



<目次>

策定経過 資-1

豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿 資-2

豊中市都市景観形成マスタープラン  
(基本計画/景観計画)(計画編)の諮問・答申文 資-3

令和5年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での  
主な意見集 資-4

豊中市都市景観形成マスタープラン(素案)に  
対する意見集 資-5

平成26年度(2014年度)策定当時の資料 資-6

都市景観形成に関わる動き(年表) 資-19

用語集 資-21

旧

新

 策定経過

---

●豊中市都市景観・屋外広告物審議会



●都市計画まちづくり委員会

※都市計画・まちづくりに関する事項を検討・調整する庁内の組織



旧

新

 豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿

氏名	所属	選任区分
伊丹 絵美子	大阪大学大学院 工学研究科 准教授	学識経験者 委員 (8名)
岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授	
加我 宏之	大阪公立大学大学院 農学研究科教授	
加藤 晃規	関西学院大学 名誉教授	
佐野 こそえ	近畿大学 建築学部 講師	
田中 一成	大阪工業大学 工学部 教授	
林 倫子	関西大学 環境都市工学部 准教授	
水野 優子	武庫川女子大学 生活環境学部 准教授	
石川 哲朗	大阪屋外広告美術協同組合 副理事長	事業者委員 (4名)
大路 昌幸	豊中商工会議所 副会頭	
加藤 精一	一般社団法人大阪府建築士事務所協会	
材寄 法子	公益社団法人大阪府建築士会	市民委員 (2名)
石那田 幾子		
元永 崇弘		市長が適当と 認める委員
馬場 博之	大阪府都市整備部 住宅建築局建築環境課 課長	

旧

新

 豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問・答申文

（諮問文）

※審議会後作成予定

（答申文）

※審議会後作成予定

旧

新

 令和5年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集

※審議会後作成予定

旧

新

 豊中市都市景観形成マスタープラン（素案）に対する意見集

〇パブリックコメント：令和5年〇月〇日～〇月〇日

※パブコメ後作成予定

策定経過

●豊中市都市景観・屋外広告物審議会

Table with columns: 開催日時, 審議項目. Rows include 平成24年度 (2012年度) and 平成25年度 (2013年度) meetings.

●豊中市都市計画審議会

Table with columns: 開催日時, 審議項目. Rows include 平成24年度 (2012年度) and 平成25年度 (2013年度) meetings.

●都市計画まちづくり委員会

※都市計画・まちづくりに関する事項を検討・調整する庁内の組織

Table with columns: 開催日時, 検討項目. Rows include 平成24年度 (2012年度) and 平成25年度 (2013年度) meetings.

平成26年度(2014年度)策定当時の資料

【策定過程】

●豊中市都市景観・屋外広告物審議会

Table with columns: 開催日時, 審議項目. Rows include 平成24年度 (2012年度) and 平成25年度 (2013年度) meetings.

●豊中市都市計画審議会

Table with columns: 開催日時, 審議項目. Rows include 平成24年度 (2012年度) and 平成25年度 (2013年度) meetings.

●都市計画まちづくり委員会

※都市計画・まちづくりに関する事項を検討・調整する庁内の組織

Table with columns: 開催日時, 検討項目. Rows include 平成24年度 (2012年度) and 平成25年度 (2013年度) meetings.

旧

豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿

氏名	所属	選任区分
伊東 康子	YS Life Academy 主宰	学識経験者 委員 (9名)
井野瀬 久美恵	甲南大学文学部教授	
木多 道宏	大阪大学大学院工学研究科教授	
下村 泰彦	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	
久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授	
福田 知弘	大阪大学大学院工学研究科准教授	
藤崎 浩治	近畿大学理工学部非常勤講師	
藤本 英子	京都市立芸術大学大学院美術研究科教授	
若本 和仁	大阪大学大学院工学研究科准教授	
福盛 康友	豊中商工会議所副会頭	
松下 雄一郎	社団法人 大阪建築士事務所協会	
宮田 哲	社団法人 大阪府建築士会	
山東 健		市民委員 (2名)
高瀬 泰彦		
多田 純治	大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課参事	市長が適当と認める委員

豊中市都市計画審議会委員名簿

氏名	所属	選任区分	
伊東 康子	YS Life Academy 主宰	学識経験者 委員 (8名)	
加藤 晃規	関西学院大学教授		
國貞 眞司	豊中商工会議所会頭		
鈴木 毅	大阪大学大学院准教授		
田中 みさ子	大阪産業大学准教授		
的場 智子	細川・的場法律事務所		
吉田 長裕	大阪市立大学大学院講師		
渡邊 義明	農業委員会会長		
新居 真			市議会議員 (6名)
今村 正			
大田 康治			
神原 宏一郎			
北川 悟司			
酒井 弘行		市民委員 (2名)	
奥田 尚爾			
前川 恒子			

資-2

新

[豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿]

氏名	所属	選任区分
伊東 康子	YS Life Academy 主宰	学識経験者 委員 (9名)
井野瀬 久美恵	甲南大学文学部教授	
木多 道宏	大阪大学大学院工学研究科教授	
下村 泰彦	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	
久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授	
福田 知弘	大阪大学大学院工学研究科准教授	
藤崎 浩治	近畿大学理工学部非常勤講師	
藤本 英子	京都市立芸術大学大学院美術研究科教授	
若本 和仁	大阪大学大学院工学研究科准教授	
福盛 康友	豊中商工会議所副会頭	
松下 雄一郎	一般社団法人大阪府建築士事務所協会	
宮田 哲	公益社団法人大阪府建築士会	
山東 健		市民委員 (2名)
高瀬 泰彦		
多田 純治	大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課参事	市長が適当と認める委員

[豊中市都市計画審議会委員名簿]

氏名	所属	選任区分	
伊東 康子	YS Life Academy 主宰	学識経験者 委員 (8名)	
加藤 晃規	関西学院大学教授		
國貞 眞司	豊中商工会議所会頭		
鈴木 毅	大阪大学大学院准教授		
田中 みさ子	大阪産業大学准教授		
的場 智子	細川・的場法律事務所		
吉田 長裕	大阪市立大学大学院講師		
渡邊 義明	農業委員会会長		
新居 真			市議会議員 (6名)
今村 正			
大田 康治			
神原 宏一郎			
北川 悟司			
酒井 弘行		市民委員 (2名)	
奥田 尚爾			
前川 恒子			

資-7

旧

新

豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問・答申文

【豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問・答申文】

（諮問文）

（諮問文）

豊都計第121号  
平成25年（2013年）8月14日

豊中市都市景観・屋外広告物審議会  
会長 久 隆浩 様

豊中市市長 浅利 敬一郎

豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問について

このことについて、下記案件を貴審議会に諮問します。

記

1. 豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕を別添のとおり策定する。

豊都計第121号  
平成25年（2013年）8月14日

豊中市都市景観・屋外広告物審議会  
会長 久 隆浩 様

豊中市市長 浅利 敬一郎

豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問について

このことについて、下記案件を貴審議会に諮問します。

記

1. 豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕を別添のとおり策定する。

（答申文）

（答申文）

平成25年（2013年）10月11日

豊中市市長 浅利 敬一郎 様

豊中市都市景観・屋外広告物審議会  
会長 久 隆浩

豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の策定について（答申）

平成25年（2013年）8月14日付豊都計第121号で諮問された標記の件について、審議の結果を別紙の通り答申します。

答 申

1. はじめに  
豊中市では、平成15年（2003年）3月に、“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを、景観面から市民・事業者・NPO・行政が協働して取り組んでいくための指針として「豊中市都市景観条例」に基づく「豊中市都市景観形成基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、良好な都市景観の形成に向けた取り組みを推進してきましたが、計画期間の10年を経過して中間見直しの時期を迎えております。

この間、平成20年（2007年）3月に景観法に基づく「豊中市景観計画」（以下、「景観計画」という。）の策定により、法的根拠・強制力を持った規制を導入するとともに、平成24年度（2012年度）には中核市移行に伴う屋外広告物規制の権限が市に移譲され、「豊中市屋外広告物条例」を新たに制定する等、規制誘導に関わる状況が変化してきました。

また、市を取り巻く状況や景観の変化に加え、地域における「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という市民主体の活動が広がりつつある中で、個々の地域の有する特性や課題に応じた景観まちづくりの取り組みを広げていくことが重要となってきており、市民・事業者・行政が協働し、関連する法制度も活用しながら、総合的・計画的に景観まちづくりを推進していくことが求められてきています。

平成25年（2013年）10月11日

豊中市市長 浅利 敬一郎 様

豊中市都市景観・屋外広告物審議会  
会長 久 隆浩

豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の策定について（答申）

平成25年（2013年）8月14日付豊都計第121号で諮問された標記の件について、審議の結果を別紙の通り答申します。

答 申

1. はじめに  
豊中市では、平成15年（2003年）3月に、“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを、景観面から市民・事業者・NPO・行政が協働して取り組んでいくための指針として「豊中市都市景観条例」に基づく「豊中市都市景観形成基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、良好な都市景観の形成に向けた取り組みを推進してきましたが、計画期間の10年を経過して中間見直しの時期を迎えております。

この間、平成20年（2007年）3月に景観法に基づく「豊中市景観計画」（以下、「景観計画」という。）の策定により、法的根拠・強制力を持った規制を導入するとともに、平成24年度（2012年度）には中核市移行に伴う屋外広告物規制の権限が市に移譲され、「豊中市屋外広告物条例」を新たに制定する等、規制誘導に関わる状況が変化してきました。

また、市を取り巻く状況や景観の変化に加え、地域における「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という市民主体の活動が広がりつつある中で、個々の地域の有する特性や課題に応じた景観まちづくりの取り組みを広げていくことが重要となってきており、市民・事業者・行政が協働し、関連する法制度も活用しながら、総合的・計画的に景観まちづくりを推進していくことが求められてきています。

こうした状況を踏まえ、これからの豊中市の良好な景観形成をさらに推進していくためにも、「基本計画」に「景観計画」を融合させるとともに、中核市移行に伴って整備した屋外広告物の誘導規制のしくみや、都市計画等の関連法制度を連携させ、総合的、体系的に取り組むことのできる新たな指針となる「豊中市都市景観形成マスタープラン」として、とりまとめていこうとするものです。

そして、「豊中市都市景観形成マスタープラン」は、景観形成を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるように、景観に関わる様々な施策を総合的、体系的に取りまとめ、都市景観形成の総合的な方向性を示す〔計画編〕と、推進方策や推進プログラム等を示した〔推進編〕とに分冊されて構成されるものとなっており、このうち〔計画編〕について、当審議会の意見を求められたものです。

2. これまでの審議内容

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」の審議にあたっては、本計画が基本的・普遍的事項を中心とした、景観形成の長期的視点に立った計画であることを踏まえ、次に示す内容を主な論点として審議してきました。

- ・これまで取り組んできた都市景観行政の到達点と課題を踏まえた、これからの方向性について
- ・計画策定にあたっての景観法と豊中市都市景観条例の位置づけ・役割分担のあり方について
- ・今後の都市景観形成のめざすべき姿と、取り組みに向けた考え方について
- ・屋外広告物や公共施設の景観形成の方向性について
- ・各分野・部局との連携による総合的な景観形成のあり方について

そして、その論点を基に「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」(案)は、当審議会における各委員からの意見や提案、また地元説明会における市民の方々からのご意見等を踏まえ、次の内容について整理を進めながらとりまとめられました。

- ・アーバンデザインから環境、景観の時代と、景観を取り巻く状況を先取りしながら景観施策を展開してきた豊中市の歩みを踏まえた上で、今後の都市景観形成の方向性をさし示す計画として構成する。
- ・豊中市都市景観条例を根拠とした「基本計画」に景観法を根拠とした「景観計画」を融合させ、双方の長所を発揮しながら総合的、体系的に取りまとめた計画とする。
- ・(第1～2章) 現行の「基本計画」で位置づけられている基本目標、基本方針を継承する。
- ・(第3～4章) 市民・事業者などに対して市の考え方を理解してもらえよう、豊中市の骨格となる景観や7つの地域別の景観のめざすべき姿をよりわかりやすく提示する。
- ・(第5章) 良好な景観形成を進めていくため、活動範囲に応じた景観形成など、取り組み方に応じて景観施策や関連する施策等を構成し直すとともに、連携・協働して取り組む方向性を明示する。
- ・(第6章) 特に、景観形成に関するルールを定める重点的な地区指定に向けた考え方、住民主体の景観まちづくりを促進するためのあり方について具体的なステップと活用できる施策を明示する。
- ・(第7章) 各主体の役割や、審議会・専門家等の推進体制、庁内の連携体制や市民・事業者・NPOとの連携体制を明らかにしながら位置づけるとともに、計画の進行管理を着実に進めるための考え方を明示する。
- ・(第8章) 中核市移行に伴い屋外広告物に関する権限が移譲されたことを踏まえ、屋外広告物による景観形成の考え方を位置づけるとともに、骨格を形成し先導的役割を担う公共施設に関する景観形成の考え方を新たに位置づける。

3. 審議結果

諮問された「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕(案)」については、これまでの審議の内容を踏まえて精査されたものであり、これからの豊中市の都市景観形成の方向性を示すものとして妥当であると認めます。

4. 今後に向けて

今後は、「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」の考え方を共有し、その実現に向け、市民・事業者・NPO・行政等が相互に理解を深め、協働のもとで景観形成に取り組むことが重要です。

そのためにも、本計画に示す考え方や施策について、各主体に良く理解してもらえよう、さまざまな方法や機会をとらえながら、積極的な情報発信を行ってもらうことが必要と考えます。

こうした状況をふまえ、これからの豊中市の良好な景観形成をさらに推進していくためにも、「基本計画」に「景観計画」を融合させるとともに、中核市移行に伴って整備した屋外広告物の誘導規制のしくみや、都市計画等の関連法制度を連携させ、総合的、体系的に取り組むことのできる新たな指針となる「豊中市都市景観形成マスタープラン」として、とりまとめていこうとするものです。

そして、「豊中市都市景観形成マスタープラン」は、景観形成を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるように、景観に関わる様々な施策を総合的、体系的に取りまとめ、都市景観形成の総合的な方向性を示す〔計画編〕と、推進方策や推進プログラム等を示した〔推進編〕とに分冊されて構成されるものとなっており、このうち〔計画編〕について、当審議会の意見を求められたものです。

2. これまでの審議内容

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」の審議にあたっては、本計画が基本的・普遍的事項を中心とした、景観形成の長期的視点に立った計画であることをふまえ、次に示す内容を主な論点として審議してきました。

- ・これまで取り組んできた都市景観行政の到達点と課題をふまえた、これからの方向性について
- ・計画策定にあたっての景観法と豊中市都市景観条例の位置づけ・役割分担のあり方について
- ・今後の都市景観形成のめざすべき姿と、取り組みに向けた考え方について
- ・屋外広告物や公共施設の景観形成の方向性について
- ・各分野・部局との連携による総合的な景観形成のあり方について

そして、その論点を基に「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」(案)は、当審議会における各委員からの意見や提案、また地元説明会における市民の方々からのご意見等をふまえ、次の内容について整理を進めながらとりまとめられました。

- ・アーバンデザインから環境、景観の時代と、景観を取り巻く状況を先取りしながら景観施策を展開してきた豊中市の歩みをふまえた上で、今後の都市景観形成の方向性をさし示す計画として構成する。
- ・豊中市都市景観条例を根拠とした「基本計画」に景観法を根拠とした「景観計画」を融合させ、双方の長所を発揮しながら総合的、体系的に取りまとめた計画とする。
- ・(第1～2章) 現行の「基本計画」で位置づけられている基本目標、基本方針を継承する。
- ・(第3～4章) 市民・事業者などに対して市の考え方を理解してもらえよう、豊中市の骨格となる景観や7つの地域別の景観のめざすべき姿をよりわかりやすく提示する。
- ・(第5章) 良好な景観形成を進めていくため、活動範囲に応じた景観形成など、取り組み方に応じて景観施策や関連する施策等を構成し直すとともに、連携・協働して取り組む方向性を明示する。
- ・(第6章) 特に、景観形成に関するルールを定める重点的な地区指定に向けた考え方、住民主体の景観まちづくりを促進するためのあり方について具体的なステップと活用できる施策を明示する。
- ・(第7章) 各主体の役割や、審議会・専門家等の推進体制、庁内の連携体制や市民・事業者・NPOとの連携体制を明らかにしながら位置づけるとともに、計画の進行管理を着実に進めるための考え方を明示する。
- ・(第8章) 中核市移行に伴い屋外広告物に関する権限が移譲されたことをふまえ、屋外広告物による景観形成の考え方を位置づけるとともに、骨格を形成し先導的役割を担う公共施設に関する景観形成の考え方を新たに位置づける。

3. 審議結果

諮問された「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕(案)」については、これまでの審議の内容をふまえて精査されたものであり、これからの豊中市の都市景観形成の方向性を示すものとして妥当であると認めます。

4. 今後に向けて

今後は、「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」の考え方を共有し、その実現に向け、市民・事業者・NPO・行政等が相互に理解を深め、協働のもとで景観形成に取り組むことが重要です。

そのためにも、本計画に示す考え方や施策について、各主体に良く理解してもらえよう、さまざまな方法や機会をとらえながら、積極的な情報発信を行ってもらうことが必要と考えます。

平成24年度 豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集

【平成24年度 豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集】

主な意見	対応方針
計画全般について	
計画名称を「都市景観形成マスタープラン」とする意義を共有する必要がある。	→基本計画と景観計画を一元化した総合的な計画という趣旨で使用するが、法・条例に基づく計画であることを表紙に文字で表記し分かるようにする。
法定計画はどの部分に当たるのか、審議の手続き等と合わせた整理が必要である。 全体を景観法に基づく景観計画として位置づけるのか、分けて取り扱うこととするのが良いかの整理が必要である。	→法定部分は「第8章 景観法に関する事項等」が該当し、当該部分を都市計画審議会に諮る前に都市景観・屋外広告物審議会にも諮る。それ以外は条例に基づく基本計画として位置づける。
前計画の構成（「基本計画」と「推進計画」）とどのように変わったのかわかりにくい。	→条例に基づく「基本計画」に景観法に基づく「景観計画」を融合、「都市景観形成マスタープラン」として一元化。 →普遍的・基本的事項を〔計画編〕に記載。 →具体的なアクション等を〔推進編〕に記載の上、柔軟な見直しが可能となるよう分冊化。
マスタープランの取り組み期間や目標年次はどのように設定するのか。	→〔計画編〕は目標年次の設定を行わず、相当な環境変化に応じて見直す。 →〔推進編〕は課題や状況に応じて柔軟に見直しできるよう短期～中期（3年程度）のスパンで見直す。
前基本計画でどのような景観像を設定し、めざしてきたのかわからない。時系列や将来像への進捗度等のチェックが必要である。 今までの取り組みでの進捗度や問題点、改訂の背景、目標とする景観の姿等もビジュアルに示すべき。	→〔推進編〕の資料に「景観形成の課題」として取りまとめる。
元々の基本計画をそのまま移行するのではなく、原理・原則や変わるところ等を上手く振り分ける方が良い。	→〔計画編〕に基本的な目標・方針や地域別のめざすべき姿を示し、〔推進編〕に時代や状況で変化する事項や具体的資料をとりまとめる。
狭い範囲の計画を住民の方々と一緒に作り、地区計画等に結びつけるプログラム等、実効性のある計画にしていくことが重要である。 全国的に代表できるような景観形成が重要。テーマを掲げて未来に残るものを期待している。	→〔推進編〕で重点的な取り組みとして記載。
「この10年間はこれをしていく」というのが分かりやすく示せばよい。	→〔推進編〕で重点的な取り組みとして記載。
「きれいだな、こういうまちづくりがしたいんだな」と理解してもらえようように、注意を払って撮影することが必要である。	→市民・事業者のみならず景観形成に意識を向け、その重要性を感じてもらえるような写真と差し替え。
子どもにとって飛行機や電車などは景観要素として重要であり、目を引くもの（飛行機がはっきり映る写真など）として入れていただきたい。	
景観は、道路から見える空間を対象としているものだが、校庭の芝生化の事例も景観に該当するのか。	→地域で小学校に緑をつくり、育てていく取り組みは景観形成につながるものと考えている。今後も他校へのより一層の広がりが地域での良好な維持管理活動の継続がなされることを期待して、景観まちづくりの事例の一つとして掲載。
豊南小学校の校庭緑化の取り組みは、環境や景観教育につながるのと同時に、緑化後のメンテナンスにも地域ぐるみで取り組まれ、緑あふれる景観づくりがまち全体に広がるものとして評価し、第6回豊中市都市デザイン賞（活動部門）を授与している。	
校庭の芝生はまらの景観ではないが、活動が広がることで景観形成により影響を与えるものとして期待できるのではないか。	
〔計画編〕について	
全般について	
豊中市の市花（バラ）・市木（キンモクセイ）が市民にも知られていないし、この計画で触れられていない。特に公共施設に植樹されている例が少ないと感じており、「市花・市木を植えましょう」という文言が出てきて良いと思う。	→樹種については、土壌の適合性、建物意匠との調和、維持管理面など様々な要因で選定されるものなので、「市木・市花」の植栽を推奨することまではできないと考えているが、豊中市のイメージをつくり出す一つの素材であることから、実際に植栽されている事例写真を掲載すると共に、「市木のキンモクセイ」、「市花のバラ」等のコメントを付け加えながら普及につなげる。
市花・市木を決めているのであれば、意識してシンボルとなる樹木を植えていきましょう、という考え方を示す余地はある。 二ノ池公園にもバラ園があるが、表から見えないので、「外部から見えるように植栽しましょう」とも言うのではない。	

主な意見	対応方針
計画全般について	
計画名称を「都市景観形成マスタープラン」とする意義を共有する必要がある。	→基本計画と景観計画を一元化した総合的な計画という趣旨で使用するが、法・条例に基づく計画であることを表紙に文字で表記し分かるようにする。
法定計画はどの部分に当たるのか、審議の手続き等と合わせた整理が必要である。 全体を景観法に基づく景観計画として位置づけるのか、分けて取り扱うこととするのが良いかの整理が必要である。	→法定部分は「第8章 景観法に関する事項等」が該当し、当該部分を都市計画審議会に諮る前に都市景観・屋外広告物審議会にも諮る。それ以外は条例に基づく基本計画として位置づける。
前計画の構成（「基本計画」と「推進計画」）とどのように変わったのかわかりにくい。	→条例に基づく「基本計画」に景観法に基づく「景観計画」を融合、「都市景観形成マスタープラン」として一元化。 →普遍的・基本的事項を〔計画編〕に記載。 →具体的なアクション等を〔推進編〕に記載の上、柔軟な見直しが可能となるよう分冊化。
マスタープランの取り組み期間や目標年次はどのように設定するのか。	→〔計画編〕は目標年次の設定を行わず、相当な環境変化に応じて見直す。 →〔推進編〕は課題や状況に応じて柔軟に見直しできるよう短期～中期（3年程度）のスパンで見直す。
前基本計画でどのような景観像を設定し、めざしてきたのかわからない。時系列や将来像への進捗度等のチェックが必要である。 今までの取り組みでの進捗度や問題点、改訂の背景、目標とする景観の姿等もビジュアルに示すべき。	→〔推進編〕の資料に「景観形成の課題」として取りまとめる。
元々の基本計画をそのまま移行するのではなく、原理・原則や変わるところ等を上手く振り分ける方が良い。	→〔計画編〕に基本的な目標・方針や地域別のめざすべき姿を示し、〔推進編〕に時代や状況で変化する事項や具体的資料をとりまとめる。
狭い範囲の計画を住民の方々と一緒に作り、地区計画等に結びつけるプログラム等、実効性のある計画にしていくことが重要である。 全国的に代表できるような景観形成が重要。テーマを掲げて未来に残るものを期待している。	→〔推進編〕で重点的な取り組みとして記載。
「この10年間はこれをしていく」というのが分かりやすく示せばよい。	→〔推進編〕で重点的な取り組みとして記載。
「きれいだな、こういうまちづくりがしたいんだな」と理解してもらえようように、注意を払って撮影することが必要である。	→市民・事業者のみならず景観形成に意識を向け、その重要性を感じてもらえるような写真と差し替え。
子どもにとって飛行機や電車などは景観要素として重要であり、目を引くもの（飛行機がはっきり映る写真など）として入れていただきたい。	
景観は、道路から見える空間を対象としているものだが、校庭の芝生化の事例も景観に該当するのか。	→地域で小学校に緑をつくり、育てていく取り組みは景観形成につながるものと考えている。今後も他校へのより一層の広がりが地域での良好な維持管理活動の継続がなされることを期待して、景観まちづくりの事例の一つとして掲載。
豊南小学校の校庭緑化の取り組みは、環境や景観教育につながるのと同時に、緑化後のメンテナンスにも地域ぐるみで取り組まれ、緑あふれる景観づくりがまち全体に広がるものとして評価し、第6回豊中市都市デザイン賞（活動部門）を授与している。	
校庭の芝生はまらの景観ではないが、活動が広がることで景観形成により影響を与えるものとして期待できるのではないか。	

旧

主な意見	対応方針
<p>序章 計画の背景と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの景観行政の反省や課題をもとにこのように見直したということがよりわかりやすい資料を用意すべき。</li> </ul>	<p>→これまでの都市景観形成の取り組みを、時代を追って、序章の1. これまでの豊中市の都市景観形成の取り組みに整理。 →〔推進編〕の資料に「景観形成の課題」として取りまとめ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>体制変化に伴う取り組み強化の方向性として、法制度に基づいた規制・誘導と、よりソフトな景観まちづくりの推進の両方が大切である。</li> <li>時代の流れと豊中市の景観行政のあり方、将来の展望を整理すると今後の方向性等が明らかになる。</li> </ul>	<p>→序章でこれまでの都市景観形成の取り組みを整理。 →〔推進編〕で重点的な施策等を記載。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観形成マスタープランと関係するものとして、美化推進の取り組み等のほか、連携が必要なものがある。</li> <li>関連計画に屋外広告物についての記載がない。条例やガイドライン等を入れておく方が良い。</li> <li>各種計画との関連を具体的に示す必要がある。</li> </ul>	<p>→美化、屋外広告物等関連する計画の取り組みを追加、連携の内容も記載。</p>
<p>第1章 計画の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私的領域も景観形成の一定の対象となり得る。景観への配慮は中の空間を形成する上でも得になるので、景観を活用したプランニングを事業者にも取り組んでほしい。</li> </ul>	<p>→屋外空間とのつながりを意識して室内空間をつくることも重要、との趣旨で対象領域に関する記述を修正。</p>
<p>第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民がまちに愛着を持つこと、豊中に住んでいるという誇りを醸成することも大事なことから、「愛着と誇りの持てるまちづくり」も文章として記載すべき。</li> </ul>	<p>→指摘の通り記述の修正。</p>
<p>第4章 めざすべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の重要な要素である街路樹のあり方や重要性も示すことはできない。</li> <li>地域の景観まちづくりへと誘導するとともに活動の支援が重要ではない。</li> <li>既存の景観まちづくりの活動や、関連するまちづくりの動きの他、千里ニュータウン再生指針等、まちづくりの情報も各地域の情報として盛り込むべき。</li> </ul>	<p>→拠点景観や軸景観において街路樹等景観資源の必要性・重要性を記載。 →協働のまちづくりの考え方を〔計画編〕に、具体的な取り組み方を〔推進編〕に記載。 →各地域において景観形成協定や地区計画等の情報を追記。</p>
<p>第5章 良好な都市景観の形成に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊中市はこれまで法に基づく基準とそうでないものを絶妙に使い分けてきたが、法と連動した計画にするならば、誘導手法の使い分け等検討が必要。</li> <li>身近な景観形成、地域・地区の景観形成、骨格の景観形成に関する記述内容の整理が必要。</li> <li>スケールの問題と、だれが取り組むのかといった主体で整理すれば分かりやすい。</li> <li>全市域の景観形成において骨格となる景観形成（自然的景観、緑地の保全等）の記述、拠点や軸の景観形成も示した方が良い。</li> <li>屋外広告物の良好な景観の形成の観点や、「活用」について内容の充実が必要。</li> </ul>	<p>→〔計画編〕第5章で法・条例・独自施策に基づく取り組みを組み合わせを進めていくことを記載。 →ひとりひとりの活動が地域全体に広がり、地域で育まれた意識を全市域の取り組みへとつなげるという流れで内容を精査。 →公共施設の景観形成や景観資源の保全・活用で全市対象の景観形成に追記。 →誘導・規制等に加えて、商業環境の活性化に資する活用の仕方を追記するとともに、第8章 景観法に基づく事項等に屋外広告物に関する事項を追加。 →景観に限定しないソフトな取り組み等も景観形成につながる旨を追記。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で景観をよくしようという活動が既にあれば、それを軸に景観まちづくりを進めていく考え方を打ち出すとよい。</li> <li>まちづくりをトータルに考える中で、その延長上に景観を考える方が上手いく。地区の計画づくりや活動の推進を他の条例等の仕組み等と組み合わせると上手く活用していくのが良い。</li> <li>公共事業による先進的な景観形成を掲げているが具体的な成果が見えてこない。良好な景観形成の観点からデザインを評価することも重要である。</li> <li>都市ブランドを構築する観点から、公共施設でもデザインの向上およびアピール力が必要である。</li> <li>豊中市は各種施策に取り組んでいるが、連携が十分取れていない。他施策との役割分担、連携方法を検討する必要がある。</li> </ul>	<p>→公共施設においても都市景観デザイン相談を実施する等デザインの向上に努めており、今後も良好な景観形成に向けた努力を推進。 →役割分担、連携の考え方を〔計画編〕に、具体的な施策、連携方策等は〔推進編〕に記載。</p>
<p>第6章 重点的な地区の景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物も、重点的制限路線を設定する等により重点的な取り組みを考えるべき。</li> </ul>	<p>→地区の取り組みの中で必要に応じ検討。</p>
<p>第7章 各主体の役割・取り組み体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中高生世代であればまちに関心も持ち始めている。成人だけでなく子ども対象とする等計画の対象年齢を下げるべき。</li> </ul>	<p>→各主体の役割で子ども世代も含め充実。</p>
<p>第8章 景観法に基づく事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物法・条例に基づく内容の書き込みや誘導・規制の使い分け等も十分に検討が必要。</li> <li>屋外広告物の制限に関しては、許可や届出が必要であることを考えると、参考ではなく制限内容を正確に書くべき。</li> </ul>	<p>→法に基づき必要な事項（届出対象行為、制限内容）を記載。</p>

新

主な意見	対応方針
<p>〔計画編〕について</p> <p>全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊中市の市花（バラ）・市木（キンモクセイ）が市民にも知られていないし、この計画で触れられていない。特に公共施設に植樹されている例が少ないと感じており、「市花・市木を植えましょう」という文言が出てきてほしいと思う。</li> <li>市花・市木を決めているのであれば、意識してシンボルとなる樹木を植えていきたいと思います、という考え方を示す余地はある。</li> <li>二ノ切池公園にもバラ園があるが、表から見えないので、「外部から見えるように植栽しましょう」とも言えるのではない。</li> </ul>	<p>→樹種については、土壌の適合性、建物意匠との調和、維持管理面など様々な要因で選定されるものなので、「市木・市花」の植栽を推奨することまではできないと考えているが、豊中市のイメージをつくり出す一つの素材であることから、実際に植栽されている実例写真を掲載すると共に、「市木のキンモクセイ」、「市花のバラ」等のコメントを付け加えながら普及につなげる。</p>
<p>序章 計画の背景と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの景観行政の反省や課題をもとにこのように見直したということがよりわかりやすい資料を用意すべき。</li> </ul>	<p>→これまでの都市景観形成の取り組みを、時代を追って、序章の1. これまでの豊中市の都市景観形成の取り組みに整理。 →〔推進編〕の資料に「景観形成の課題」として取りまとめ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>体制変化に伴う取り組み強化の方向性として、法制度に基づいた規制・誘導と、よりソフトな景観まちづくりの推進の両方が大切である。</li> <li>時代の流れと豊中市の景観行政のあり方、将来の展望を整理すると今後の方向性等が明らかになる。</li> </ul>	<p>→序章でこれまでの都市景観形成の取り組みを整理。 →〔推進編〕で重点的な施策等を記載。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観形成マスタープランと関係するものとして、美化推進の取り組み等のほか、連携が必要なものがある。</li> <li>関連計画に屋外広告物についての記載がない。条例やガイドライン等を入れておく方が良い。</li> <li>各種計画との関連を具体的に示す必要がある。</li> </ul>	<p>→美化、屋外広告物等関連する計画の取り組みを追加、連携の内容も記載。</p>
<p>第1章 計画の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私的領域も景観形成の一定の対象となり得る。景観への配慮は中の空間を形成する上でも得になるので、景観を活用したプランニングを事業者にも取り組んでほしい。</li> </ul>	<p>→屋外空間とのつながりを意識して室内空間をつくることも重要、との趣旨で対象領域に関する記述を修正。</p>
<p>第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民がまちに愛着を持つこと、豊中に住んでいるという誇りを醸成することも大事なことから、「愛着と誇りの持てるまちづくり」も文章として記載すべき。</li> </ul>	<p>→指摘の通り記述の修正。</p>
<p>第4章 めざすべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の重要な要素である街路樹のあり方や重要性も示すことはできない。</li> <li>地域の景観まちづくりへと誘導するとともに活動の支援が重要ではない。</li> <li>既存の景観まちづくりの活動や、関連するまちづくりの動きの他、千里ニュータウン再生指針等、まちづくりの情報も各地域の情報として盛り込むべき。</li> </ul>	<p>→拠点景観や軸景観において街路樹等景観資源の必要性・重要性を記載。 →協働のまちづくりの考え方を〔計画編〕に、具体的な取り組み方を〔推進編〕に記載。 →各地域において景観形成協定や地区計画等の情報を追記。</p>
<p>第5章 良好な都市景観の形成に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊中市はこれまで法に基づく基準とそうでないものを絶妙に使い分けてきたが、法と連動した計画にするならば、誘導手法の使い分け等検討が必要。</li> <li>身近な景観形成、地域・地区の景観形成、骨格の景観形成に関する記述内容の整理が必要。</li> <li>スケールの問題と、だれが取り組むのかといった主体で整理すれば分かりやすい。</li> <li>全市域の景観形成において骨格となる景観形成（自然的景観、緑地の保全等）の記述、拠点や軸の景観形成も示した方が良い。</li> </ul>	<p>→〔計画編〕第5章で法・条例・独自施策に基づく取り組みを組み合わせを進めていくことを記載。 →ひとりひとりの活動が地域全体に広がり、地域で育まれた意識を全市域の取り組みへとつなげるという流れで内容を精査。 →公共施設の景観形成や景観資源の保全・活用で全市対象の景観形成に追記。 →誘導・規制等に加えて、商業環境の活性化に資する活用の仕方を追記するとともに、第8章 景観法に基づく事項等に屋外広告物に関する事項を追加。 →景観に限定しないソフトな取り組み等も景観形成につながる旨を追記。</p>

旧

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の景観形成に取り組むことは高い効果が得られる。景観重要公共施設を仕組みとして盛り込んでほしい。そのためには、庁内での十分な検討や連携が必要である。</li> <li>記載するからには、国・府道を対象に位置づけ、上位団体である国や府に基準をまもってもらうよう働きかける必要がある。</li> </ul>	→景観重要公共施設の整備に関する事項を〔計画編〕に位置づけ。 →必要に応じて働きかけ、指定を推進。
〔推進編〕について	
パート1について	
全体のキャッチフレーズ、ストーリーについて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、「好感」とは「自分でいいなと思うもの」といったものであるなど、好感、共感が一体何かの説明を加えたら良いのではないか。</li> <li>初期だけでなく、活動中、継続中等、それぞれの段階で市はどういう支援をしてくれるのか、一覧できる図や、FAQのようなものがあるとわかりやすくて良い。</li> <li>活動を継続していく中での課題を抱える組織に向けた情報提供も必要である。</li> <li>景観形成協定の取り組みから自治会活動の活発化にまでつながった等良い事例があるので、詳しく紹介するのも良い。</li> <li>清掃等、まちをきれいにしていくことから景観形成が始まるのではないか。</li> </ul>	→「好感」「共感」の解説を追記。 →段階的な道筋を明示するとともに、支援策等を記載。
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者に対する景観形成の意識付けについて</li> <li>フロー図のなかに、「身近な良さを『見出し』楽しむことから始めてみましょう」といった内容を入れて、見出ししていく部分を積極的に出せばよいのではないか。</li> <li>大半の人が「いいな！」と思っても人に伝えていない現状を変え、「好感」として発信していくことが重要でないか。</li> <li>一人ひとりの「好感」が組み合わさり、一体として見ている景観がみんなの「共感」になると思われ、「共感」と「好感」は違うものであり、ステップを分けても問題ないのではないか。</li> </ul>	→『「好感」「共感」の意味及び、取り組みの内容・展開の説明』、『取り組みの展開』、『2ページの「好感」「共感」のステップ』に関する記載を修正。
パート2について	
重点的な地区の景観形成について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>取り組みの成果を伝えやすい施策が必要で、重点的な地区の取り組みに力を入れてもらいたい。</li> <li>景観を前面に出すのではなく、地域が丸となった取り組みを、他の部署とも連携していかに進めていくのが重要。</li> <li>「重点的な地区の景観形成の推進」は一体どこで取り組むかが書いていない。</li> <li>何もせずに待っていても新たな動きにはならないので、積極的な働きかけが必要。この数年でどの地区に入ってルール化していくのか、考え等はあるのか。</li> <li>「重点的な地区の景観形成の推進」を記載しているが、どの地区を対象に取り組むかが書かれていない。</li> <li>どの期間でどの地区に入って、ルール化していくのか、計画書には書かないとしても作戦として持っておくことが重要。</li> </ul>	→重点的な地区の記載を充実、目標を設定。 →具体的な連携体制を明記。 →〔推進編〕では取り組みの考え方を記載するとともに、〔計画編〕50ページに挙げているような地区を対象に働きかけながら、地域の意向に応じて推進していく。 →一人協定締結地区や自治会の申し合わせを締結している地区など、既に一定のルールがあるものの次のステップへの移行時期を迎えている地区に対して、関係部局と連携しながら働きかけを行い、景観形成につながるルールづくりにつなげていく。
普遍的な取り組みについて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的取り組みと普遍的取り組みは同じレベルで扱う必要がある。</li> <li>「景観スタイリストの育成」については、具体的に誰を対象として、どのような取り組みをしていくかが読み取れないので、具体的な事例案を示したらよい。</li> </ul>	→普遍的取り組みの内容を充実。 →こどもの頃から景観に親しみ、景観に対する意識を高めてもらえるような施策を進めていくため、関係部局との連携を図りながら、啓発のためのツールやイベントなどを実施。
子どもを対象とした取り組みについて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観教育に関する施策等を推進計画において充実させ、来年度以降、取り組んでもらいたい。</li> <li>景観教育を取り組みステップの第3段階の重要な施策として位置付けるのがよい。</li> <li>建築等の専門家団体でも子どもたちを対象にした活動をしており、連携しながら子どもたちの教育を積極的に取り組んでほしい。</li> <li>子ども向けの啓発事業は教育委員会との調整も重要。</li> <li>子どもたちをひきつけるテーマ設定が重要。</li> </ul>	→重点的な取り組みで教育の取り組みを充実。 →体制に関連団体との協力も追加。
計画の目標設定と進捗管理について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的評価指標が示されているが、それ自身が目的化しないように注意が必要。全ての施策に指標を設定しなくても良い。</li> <li>例えば、定量的な指標は重点地区の数だけにする等、もっとメリハリを付けたら良い。</li> </ul>	→定量的な指標は重点的な地区のルールの担保のみで設定。

資-7

新

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の良好な景観の形成の観点や、「活用」について内容の充実が必要。</li> </ul>	→誘導・規制等に加えて、商業環境の活性化に資する活用の仕方を追記するとともに、第8章 景観法に基づく事項等に屋外広告物に関する事項を追加。
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で景観をよくしようという活動が既にあれば、それを軸に景観まちづくりを進めていく考え方を打ち出すとよい。</li> <li>まちづくりをトータルに考える中で、その延長上に景観を考える方が上手くいく。地区の計画づくりや活動の推進を他の条例等のしくみ等と組み合わせると上手く活用していくのが良い。</li> <li>公共事業による先進的な景観形成を掲げているが具体的な成果が見えてこない。良好な景観形成の観点からデザインを評価することも重要である。</li> <li>都市ブランドを構築する観点から、公共施設でもデザインの向上およびアピール力が必要である。</li> <li>豊中市は各種施策に取り組んでいるが、連携が十分取れていない。他施策との役割分担、連携方法を検討する必要がある。</li> </ul>	→景観に限定しないソフトな取り組み等も景観形成につながる旨を追記。 →公共施設においても都市景観デザイン相談を実施する等デザインの向上に努めており、今後も良好な景観形成に向けた努力を推進。 →役割分担、連携の考え方を〔計画編〕に、具体的な施策、連携方策等は〔推進編〕に記載。
第6章 重点的な地区の景観形成	
<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物も、重点的制限路線を設定する等により重点的な取り組みを考慮すべき。</li> </ul>	→地区の取り組みの中で必要に応じ検討。
第7章 各主体の役割・取り組み体制	
<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生世代であればまちに関心も持ち始めている。成人だけでなくこどもも対象とする等計画の対象年齢を下げるべき。</li> </ul>	→各主体の役割でこども世代も含め充実。
第8章 景観法に基づく事項等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物法・条例に基づく内容の書き込みや誘導・規制の使い分け等も十分に検討が必要。</li> <li>屋外広告物の制限に関しては、許可や届出が必要であることを考えると、参考ではなく制限内容を正確に書くべき。</li> <li>公共施設の景観形成に取り組むことは高い効果が得られる。景観重要公共施設をしくみとして盛り込んでほしい。そのためには、庁内での十分な検討や連携が必要である。</li> <li>記載するからには、国・府道を対象に位置づけ、上位団体である国や府に基準をまもってもらうよう働きかける必要がある。</li> </ul>	→法に基づき必要な事項（届出対象行為、制限内容）を記載。 →景観重要公共施設の整備に関する事項を〔計画編〕に位置づけ。 →必要に応じて働きかけ、指定を推進。
〔推進編〕について	
パート1について	
全体のキャッチフレーズ、ストーリーについて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、「好感」とは「自分でいいなと思うもの」といったものであるなど、好感、共感が一体何かの説明を加えたら良いのではないか。</li> <li>初期だけでなく、活動中、継続中等、それぞれの段階で市はどういう支援をしてくれるのか、一覧できる図や、FAQのようなものがあるとわかりやすくて良い。</li> <li>活動を継続していく中での課題を抱える組織に向けた情報提供も必要である。</li> <li>景観形成協定の取り組みから自治会活動の活発化にまでつながった等良い事例があるので、詳しく紹介するのも良い。</li> <li>清掃等、まちをきれいにしていくことから景観形成が始まるのではないか。</li> </ul>	→「好感」「共感」の解説を追記。 →段階的な道筋を明示するとともに、支援策等を記載。
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者に対する景観形成の意識付けについて</li> <li>フロー図のなかに、「身近な良さを『見出し』楽しむことから始めてみましょう」といった内容を入れて、見出ししていく部分を積極的に出せばよいのではないか。</li> <li>大半の人が「いいな！」と思っても人に伝えていない現状を変え、「好感」として発信していくことが重要でないか。</li> <li>一人ひとりの「好感」が組み合わさり、一体として見ている景観がみんなの「共感」になると思われ、「共感」と「好感」は違うものであり、ステップを分けても問題ないのではないか。</li> </ul>	→『「好感」「共感」の意味及び、取り組みの内容・展開の説明』、『取り組みの展開』、『2ページの「好感」「共感」のステップ』に関する記載を修正。

資-12

旧	
<p><b>主な意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画にタイムスケジュールが掲載されていないが、具体的にどここの地区とまでいえなくても、例えば2年でいくつ、5年でいくつといった数値目標があれば共通のイメージが持ちやすい。</li> <li>10年間の計画で、タイムスケジュールが記載されていないが、例えば2年で何地区、5年で何地区と言った数値目標があれば、共通のイメージが持ちやすい。</li> </ul> <p><b>その他、景観施策全般について</b></p> <p>計画策定後の景観施策の推進に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上新田1丁目及び2丁目地区景観形成協定の取り組みは高く評価できるものと考えているので、今後、良好な景観づくりを実効性あるものにしていくためにも、行政の支援が大事である。</li> <li>能勢街道の景観形成が進んでいないので、イベントを通じて能勢街道に目を向けてもらい、機運を盛り上げる試みもあって良い。</li> <li>都市デザイン賞受賞物件や地域のランドマークとなっている建物などを対象に景観上重要な建築物等として保全にも取り組んでもらいたい。</li> <li>景観重要建造物は、文化財を所管する教育委員会と両輪で検討を進めると効果的だと思う。</li> <li>豊中の知名度を上げるための景観形成が重要であり、足元をきれいにし、ごみのない美しいまちにしたり、路面をきれいに補修するなどを進めれば、最終的に良い景観が表れてくるのではないかと。眺めの良い、きれいな景観をつくるために、10年、15年先を見据えたランドマーク的なものをつくることに取り組むのも良いのではないかと。</li> </ul>	<p><b>対応方針</b></p> <p>→概ね3年毎に施策の実施状況を確認。</p> <p>→3年ごとに取り組んだ施策の成果を総合的に評価しながら、次の取り組み方や新たな針路を定めるものと考えている。そのため、各施策の取り組みの総合的な成果でもある重点的な地区の数(3地区)を数値目標として設定する。</p> <p>→建築等が行われる際には、地元の運営組織と共に景観形成協定の内容に沿った指導を行うと共に、必要に応じて都市デザインアドバイザーからの意見を頂きながら、良好な都市景観が形成されるよう働きかける。</p> <p>→NPO 法人や関係する部局とも連携し、楽しみながらの活動を景観につなげていく企画を検討。</p> <p>→景観重要建造物、登録文化財制度それぞれに目的が異なっているが、今後、制度の活用方法を関係部局とも連携しながら、研究していく。</p> <p>→豊中市が他市に誇れる特徴として、良好な住環境を持つ住宅地であるとともに、景観形成協定や住民発意の地区計画など、活発な市民活動が、豊中市の新たなシンボリック要素であると考えている。そのため、さらに地域拡大に向けた取り組みを住民・事業者のみならずと協働で取り組んでいきたいと考えている。</p>

平成25年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集

主な意見	対応方針
<p><b>「推進編」について</b></p> <p><b>資料編について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくりに役立つ情報は貴重な資料である。推進にあたって「この取り組みに興味がある」と思った時に役立つよう、事務局の連絡先等を書いておくなど、興味を持たれた方がアクセスする手だてが好ましい。</li> <li>既に活動に取り組んでいる団体・活動がリストアップされているが、この組織がどこで活動されているのか、図面にプロットし、空間的に示すことはできないか。</li> <li>継続的な活動もあれば、期間限定の活動もあるかもしれないが、時間的な断面で捉え、活動を重ね、地図に落とし込んで見せるべき。</li> </ul> <p>計画策定後の景観施策の推進に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画書は製本仕上げになると思うが、最近ではホームページあるいはDVD 媒体を活用し、リンクを貼って次の情報に飛べるような仕様も一般的になった。</li> <li>紙媒体での示し方と、ホームページやDVDなどのデジタルデバイスを活用した示し方など、工夫が考えられるので、検討を。</li> <li>この計画が動き出した際には「一緒にやりませんか」という呼びかけで市民の皆さんが集まって頂き、意見交換をするような機会を増やしていくことが大切。</li> </ul>	<p>→活動の種類ごとに、所管する市の担当部局名や連絡先を追記。</p> <p>→市民団体の登録情報の閲覧方法、団体の詳しい情報の入手方法等の案内を追記。</p> <p>→アドプト・ロードおよびアドプト・リバーに係る団体が、活動する概ねの場所を特定できる図面を掲載。</p> <p>→活動団体がエリアの全てを網羅していない場合もあり、活動団体の拠点的なポイントで表示。</p> <p>→今後の情報発信等にあたっては、リンク設定を含めた仕様の充実が必要であり、より見ていただけるような工夫を検討。</p> <p>・本計画の策定後、積極的に情報発信を推進。</p> <p>・今後、計画策定とあわせて、市民や各種団体の方々に呼びかけて景観まちづくりに関する意見交換を行う機会を検討。</p>

新	
<p><b>主な意見</b></p> <p>パート2について</p> <p>重点的な地区の景観形成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取り組みの成果を伝えやすい施策が必要で、重点的な地区の取り組みに力を入れてもらいたい。</li> <li>景観を前面に出すのではなく、地域が丸となった取り組みを、他の部署とも連携していかに進めていくのが重要。</li> <li>「重点的な地区の景観形成の推進」は一体どこで取り組むのかが書かれていない。</li> <li>何もせずに待っていても新たな動きにはならないので、積極的な働きかけが必要。この数年でどの地区に入ってルール化していくのか、考え等はあるのか。</li> <li>「重点的な地区の景観形成の推進」を記載しているが、どの地区を対象に取り組むのかが書かれていない。</li> <li>どの期間でどの地区に入って、ルール化していくのか、計画書には書かないとしても作戦として持っておくことが重要。</li> </ul> <p>普遍的な取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点的な取り組みと普遍的取り組みは同じレベルで扱う必要がある。</li> <li>「景観スタイリストの育成」については、具体的に誰を対象として、どのような取り組みをしていくかが読み取れないので、具体的な事例を示したらよい。</li> </ul> <p>子どもを対象とした取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観教育に関する施策等を推進計画において充実させ、来年度以降、取り組んでもらいたい。</li> <li>景観教育を取り組みステップの第3段階の重要な施策として位置づけるのがよい。</li> <li>建築等の専門家団体でも子どもたちを対象にした活動をしており、連携しながら子どもたちの教育を積極的に取り組んでほしい。</li> <li>子ども向けの啓発事業は教育委員会との調整も重要。</li> <li>子どもたちをひきつけるテーマ設定が重要。</li> </ul> <p>計画の目標設定と進捗管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定量的評価指標が示されているが、それ自体が目的化しないように注意が必要。全ての施策に指標を設定しなくても良い。</li> <li>例えば、定量的な指標は重点地区の数だけにすると、もっとメリハリをつけたい。</li> </ul> <p>計画にタイムスケジュールが掲載されていないが、具体的にどここの地区とまでいえなくても、例えば2年でいくつ、5年でいくつといった数値目標があれば共通のイメージが持ちやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10年間の計画で、タイムスケジュールが記載されていないが、例えば2年で何地区、5年で何地区と言った数値目標があれば、共通のイメージが持ちやすい。</li> </ul> <p><b>その他、景観施策全般について</b></p> <p>計画策定後の景観施策の推進に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上新田1丁目及び2丁目地区景観形成協定の取り組みは高く評価できるものと考えているので、今後、良好な景観づくりを実効性あるものにしていくためにも、行政の支援が大事である。</li> </ul>	<p><b>対応方針</b></p> <p>→重点的な地区の記事を充実、目標を設定。</p> <p>→具体的な連携体制を明記。</p> <p>→「推進編」では取り組みの考え方を記載するとともに、「計画編」50ページに挙げているような地区を対象に働きかけながら、地域の意向に応じて推進していく。</p> <p>→一人協定締結地区や自治会の申し合わせを締結している地区など、既に一定のルールがあるものの次のステップへの移行時期を迎えている地区に対して、関係部局と連携しながら働きかけを行い、景観形成につながるルールづくりにつなげていく。</p> <p>→普遍的取り組みの内容を充実。</p> <p>→子どもの頃から景観に親しみ、景観に対する意識を高めてもらえるような施策を進めて行くため、関係部局との連携を図りながら、啓発のためのツールやイベントなどを実施。</p> <p>→重点的な取り組みで教育の取り組みを充実。</p> <p>→体制に関連団体との協力も追加。</p> <p>→施策の実施を進めるなかで、主担部署との連携に加え、実際に活動されている地域団体との協働を検討。</p> <p>→定量的な指標は重点的な地区のルールの担保数のみで設定。</p> <p>→概ね3年毎に施策の実施状況を確認。</p> <p>→3年ごとに取り組んだ施策の成果を総合的に評価しながら、次の取り組み方や新たな針路を定めるものと考えている。そのため、各施策の取り組みの総合的な成果でもある重点的な地区の数(3地区)を数値目標として設定する。</p> <p>→建築等が行われる際には、地元の運営組織と共に景観形成協定の内容に沿った指導を行うと共に、必要に応じて都市デザインアドバイザーからの意見を頂きながら、良好な都市景観が形成されるよう働きかける。</p>

旧

新

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>能勢街道の景観形成が進んでいないので、イベントを通じて能勢街道に目を向けてもらい、機運を盛り上げる試みもあって良い。</li> </ul>	→NPO 法人や関係する部局とも連携し、楽しみながらの活動を景観につなげていく企画を検討。
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市デザイン賞受賞物件や地域のランドマークとなっている建物などを対象に景観上重要な建築物等として保全にも取り組んでもらいたい。</li> </ul>	→景観重要建造物、登録文化財制度それぞれに目的が異なっているが、今後、制度の活用方法を関係部局とも連携しながら、研究していく。
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要建造物は、文化財を所管する教育委員会と両輪で検討を進めると効果的だと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>豊中の知名度を上げるための景観形成が重要であり、足元をきれいにし、ごみのない美しいまちにしたり、路面をきれいに補修するなどを進めれば、最終的に良い景観が表れてくるのではないかと。</li> <li>眺めの良い、きれいな景観をつくるために、10年、15年先を見据えたランドマーク的なものをつくることに取り組むのも良いのではないかと。</li> </ul>	→豊中市が他市に誇れる特徴として、良好な住環境を持つ住宅地であるとともに、景観形成協定や住民発議の地区計画など、活発な市民活動が、豊中市の新たなシンボルの要素であると考えている。そのため、さらに地域拡大に向けた取り組みを住民・事業者のみなさんと協働で取り組んでいきたいと考えている。

【平成25年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集】

主な意見	対応方針
〔推進編〕について	
資料編について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくりに役立つ情報は貴重な資料である。推進にあたって「この取り組みに興味がある」と思った時に役立つよう、事務局の連絡先等を書いておくなど、興味を持たれた方がアクセスする手だてがあると良い。</li> </ul>	→活動の種類ごとに、所管する市の担当部局名や連絡先を追記。
<ul style="list-style-type: none"> <li>既に活動に取り組んでいる団体・活動がリストアップされているが、この組織がどこで活動されているのか、図面にプロットし、空間的に示すことはできないか。</li> <li>継続的な活動もあれば、期間限定の活動もあるかもしれないが、時間的な断面で捉え、活動を重ね、地図に落とし込んで見せるべき。</li> </ul>	→アドプト・ロードおよびアドプト・リバーに係る団体が、活動する概ねの場所を特定できる図面を掲載。 →活動団体がエリアの全てを網羅していない場合もあり、活動団体の拠点的なポイントで表示。
計画策定後の景観施策の推進に関して	
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画書は製本仕上げになると思うが、最近はホームページあるいはDVD媒体を活用し、リンクを貼って次の情報に飛べるような仕様も一般的になった。</li> <li>紙媒体での示し方と、ホームページやDVDなどのデジタルデバイスを活用した示し方など、工夫が考えられるので、検討を。</li> </ul>	→今後の情報発信等にあたっては、リンク設定を含めた仕様の充実が必要であり、より見ていただけるような工夫を検討。
<ul style="list-style-type: none"> <li>この計画が動き出した際には「一緒にやりませんか」という呼びかけで市民の皆さんに集まって頂き、意見交換をするような機会を増やしていくことが大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の策定後、積極的に情報発信を推進。</li> <li>今後、計画策定とあわせて、市民や各種団体の方々に呼びかけて景観まちづくりについて意見交換を行う機会を検討。</li> </ul>

平成24年度豊中市都市計画審議会での主な意見集

主な意見	対応方針
〔計画編〕全般について ・景観はトータル感覚が重要であり、組織を横断した形での対応が必要ではないか。	→全庁的に関係する部局で検討。 →庁内体制の充実化を追い、横断的な連携による取り組みを推進。
〔計画編〕第8章 景観法に基づく事項等 ・マスタープランの取り組み期間や目標年次はどのように設定するのか。	→〔計画編〕は目標年次の設定を行わず、相当な環境変化に応じて見直す。 →〔推進編〕は課題や状況に応じて柔軟に見直しできるよう短期～中期（3年程度）のスパンで見直す。
・届出対象行為を建築面積1,000㎡超としているが、近年、小規模の商業施設が多くなり、1,000㎡を下回る物件が増加傾向にあると思われる。はたして1,000㎡超が適切かどうか。	→全庁的に見て周辺に及ぼす影響が大きい大規模建築物等を届出の対象行為として設定。 →重点的に取り組む地区では届出対象行為について地区ごとに適した規模を設定。
・屋根、外壁の色彩についての基準を定めているが、はたしてこうした規制にどれだけ意味があるのか。材料等も含めてトータルで考えるべき。 ・色彩も自由に使えるようにしておかないと、景観としておもしろみがなくなってしまうのではないか。	→景観形成基準は客観的な基準とし、豊中市都市景観条例に基づく景観配慮指針で総合的な協議及び指導を実施。 →色彩も景観配慮指針に基づき、その他の意匠の要素も含めた助言・指導を行いながら、まちなみとの調和やデザインの向上に努める。
・マンションの外廊下や建物の階段部分等裏面にあたる部分が景観上問題。具体的な対応策はあるのか。	→豊中市都市景観条例に基づく景観配慮指針で総合的な協議及び指導を実施。
・景観重要樹木について今後どのように運用を図っていくのか、検討が必要ではないか。	→所有者の意向が第一、啓発・理解に努める。 →保護樹木・樹木の活用も含めみどり担当の部局と連携し検討。

平成25年度豊中市都市計画審議会での主な意見集

主な意見	対応方針
〔計画編〕第8章 景観法に基づく事項等 ・「景観重要建造物」について、道路や公共の場からながめられる歴史的・文化的に価値の高いと認められる建築物は、豊中市ではどのようなものをいうのか。	→景観計画を定める上での必須事項として記載。 →今後景観まちづくりを進めていくうえでポイントとなるものについて、所有者の意向を踏まえ指定を検討。
・従来、屋外広告物は都市景観条例による届出行為だった。屋外広告物条例の制定により許可となり、その前に事前協議を行うということだが、事業者と調整できなかった場合はどうなるのか。 ・「屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項」と書いてあり、行政が権限を持って制限するという概念と捉えられるが、それで良いのか。ガイドラインとは違うのか。	→事前協議の中で、景観に配慮してもらう事項を提案し、調整を図る。 →色彩など明確かつ客観的に判断できる基準をもとに勧告、変更命令が可能。

【平成24年度豊中市都市計画審議会での主な意見集】

主な意見	対応方針
〔計画編〕全般について ・景観はトータル感覚が重要であり、組織を横断した形での対応が必要ではないか。	→全庁的に関係する部局で検討。 →庁内体制の充実化を追い、横断的な連携による取り組みを推進。
〔計画編〕第8章 景観法に基づく事項等 ・マスタープランの取り組み期間や目標年次はどのように設定するのか。	→〔計画編〕は目標年次の設定を行わず、相当な環境変化に応じて見直す。 →〔推進編〕は課題や状況に応じて柔軟に見直しできるよう短期～中期（3年程度）のスパンで見直す。
・届出対象行為を建築面積1,000㎡超としているが、近年、小規模の商業施設が多くなり、1,000㎡を下回る物件が増加傾向にあると思われる。はたして1,000㎡超が適切かどうか。	→全庁的に見て周辺に及ぼす影響が大きい大規模建築物等を届出の対象行為として設定。 →重点的に取り組む地区では届出対象行為について地区ごとに適した規模を設定。
・屋根、外壁の色彩についての基準を定めているが、はたしてこうした規制にどれだけ意味があるのか。材料等も含めてトータルで考えるべき。 ・色彩も自由に使えるようにしておかないと、景観としておもしろみがなくなってしまうのではないか。	→景観形成基準は客観的な基準とし、豊中市都市景観条例に基づく景観配慮指針で総合的な協議及び指導を実施。 →色彩も景観配慮指針に基づき、その他の意匠の要素も含めた助言・指導を行いながら、まちなみとの調和やデザインの向上に努める。
・マンションの外廊下や建物の階段部分等裏面にあたる部分が景観上問題。具体的な対応策はあるのか。	→豊中市都市景観条例に基づく景観配慮指針で総合的な協議及び指導を実施。
・景観重要樹木について今後どのように運用を図っていくのか、検討が必要ではないか。	→所有者の意向が第一、啓発・理解に努める。 →保護樹木・樹木の活用も含めみどり担当の部局と連携し検討。

【平成25年度豊中市都市計画審議会での主な意見集】

主な意見	対応方針
〔計画編〕第8章 景観法に基づく事項等 ・「景観重要建造物」について、道路や公共の場からながめられる歴史的・文化的に価値の高いと認められる建築物は、豊中市ではどのようなものをいうのか。	→景観計画を定める上での必須事項として記載。 →今後景観まちづくりを進めていくうえでポイントとなるものについて、所有者の意向を踏まえ指定を検討。
・従来、屋外広告物は都市景観条例による届出行為だった。屋外広告物条例の制定により許可となり、その前に事前協議を行うということだが、事業者と調整できなかった場合はどうなるのか。 ・「屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項」と書いてあり、行政が権限を持って制限するという概念と捉えられるが、それで良いのか。ガイドラインとは違うのか。	→事前協議の中で、景観に配慮してもらつ事項を提案し、調整を図る。 →色彩など明確かつ客観的に判断できる基準をもとに勧告、変更命令が可能。

豊中市都市景観形成マスタープラン（素案）に対する意見集

〇パブリックコメント：平成25年6月7日～6月27日 →意見の提出数 〇件
〇説明会：平成25年6月9日～6月24日、市内5会場で計13回開催 →意見数 43件
〇説明会アンケート：説明会実施後に参加者にアンケート調査を実施。その回答から素案に関するものを抽出。 →意見数 10件

Table with 2 columns: 主な意見, 対応方針. Contains detailed feedback and response strategies for the old plan, covering sections like '1. 骨格景観' and '2. 地域別景観'.

【豊中市都市景観形成マスタープラン（素案）に対する意見集】

〇パブリックコメント：平成25年6月7日～6月27日 →意見の提出数 〇件
〇説明会：平成25年6月9日～6月24日、市内5会場で計13回開催 →意見数 43件
〇説明会アンケート：説明会実施後に参加者にアンケート調査を実施。その回答から素案に関するものを抽出。 →意見数 10件

Table with 2 columns: 主な意見, 対応方針. Contains detailed feedback and response strategies for the new plan, covering sections like '1. 骨格景観' and '2. 地域別景観'.

旧	
<p><b>主な意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのルールづくりでは、市民は利害関係があり、地区計画や建築協定等、所有者の全員合意は難しいので、行政が率先して指導していくべきではないか。</li> <li>・個々の建築計画の届出の際に、地域の状況を加味した審査を行うことはできるように、専門家のいる審査会等で議論するなど、行政としての裁量を持たせることも大切ではないか。</li> </ul>	<p><b>対応方針</b></p> <p>→重点的な地区の景観形成の推進を重点的取り組みに位置づけ、専門家の派遣や助成等、ルール化に向けた取り組みを支援。</p>
<p><b>第8章 景観法に基づく事項等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩を一概に規制するのではなく、コンセプトに基づいた色遣いもあるので、個々に審査する仕組みの方が良いのではないか。</li> <li>・色と材料等をトータルに扱いきるべき考え方のもとで計画されたものなら、良いデザインになるのではないか。</li> </ul>	<p>→色彩に関してはマンセル色体系を用いて数値的基準を設定。ただし、景観配慮指針に沿って総合的な観点からの協議及び指導を実施。</p>
<p><b>〔推進編〕について</b></p> <p><b>推進の方向① 市民・事業者等の意識を景観に向ける</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧文化の共存、地域に応じた目玉を積極的に発信すれば豊中らしい景観となるので、そのために住民の意識を高めることが必要。</li> <li>・教育・文化・歴史を発信することにより、地域に誇りと愛着を持ってもらえたら、「住み続けたい」「住んで良かった」と実感してもらえるまちづくりにつながるのではないか。</li> <li>・より多世代が住みたいと思う魅力の掘り起こしが必要。</li> <li>・地域の住民が「ここは大事だ」と選んだようなところ、代表的なところを指定して、行政の事業にも優先度を付けて、取り組みを進めるような仕組みはできないか。</li> <li>・南部地域はコミュニティのつながりが強いので、最初に情報を発信してくれる方を見つけて、その方に好感を持って頂けるよう意識づける方法が重要になってくるだろう。</li> </ul>	<p>→地域のみなさんが大切にしている景観資源を明らかにするため「好感の持てる景観資源の収集」及び「好感の持てる景観資源の発信」を推進施策として位置づけ、関係部局と連携しながら、豊中の魅力発信に取り組む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドプト制度等で花を植えるという取り組みが進み、随分まちの様子も変わってきた。</li> <li>・住む人としては、景観などの資源のある地域が好まれるので、身近なそういうスポットがあれば好感・共感にもつながっていくのではないか。</li> <li>・地域で環境を荒らす人や行いに気付くかどうかは、地域への愛着や興味の有無によるのではないか。</li> <li>・身近なところで景観づくりを進めるには、近所付き合いが大切で、その最初のステップで上手くいっていないのではないか。</li> </ul>	<p>→「景観スタイリストの支援」を重点的な取り組みに位置づけ、学習機会の設定等、キーマンとなる人材の育成、支援に取り組む。また、好感の持てる景観資源を収集、発信し、それらを含めるまち歩きを行い、共感の輪を広げていく取り組みを進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の景観づくりについては、「住まう人がどれだけ豊中市に愛着を持てるか」にかかっているのではないか。</li> <li>・今後とも公民共に自分の街（豊中）に愛着を持つこともあり、その為の普及（育成）活動が大切であると考えます。</li> </ul>	<p>→身近な「好感」に目を向け「共感」の輪を広げるきっかけとなることにも、重点的取り組みの「景観まちづくりの共有」「好感の持てる景観資源の収集」に掲げる施策に取り組む。</p>
<p><b>推進の方向② 景観形成に取り組む人材を育成する</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が自分たちの公園として手入れする状況をつくることであれば、地域の景観にも関心を持つ人が増えるのではないか。</li> <li>・いくら整備されたきれいなまちができたとしても、こみや刈り込みが落ちていたり、自転車放置されているのは駄目だ。</li> <li>・地域の人の関心を高めるためには、まず地域の動向に関する情報を流すことが重要で、具体的に地域の動きを高めるには、地域に異質なものが入って来るような時に情報を流してあげれば、地元が主体となって検討を始めるのではないか。</li> </ul>	<p>→「景観スタイリストの支援」を重点的な取り組みに位置づけ、学習機会の設定等、キーマンとなる人材の育成、支援に取り組む。また、好感の持てる景観資源を収集、発信し、それらを含めるまち歩きを行い、共感の輪を広げていく取り組みを進める。</p>
<p><b>推進の方向③ 地域の景観まちづくりを推進する</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境によって人は変化するし、また、人は環境を変化させることができる。このことを理解してもらうことが重要。</li> <li>・景観の取り組みは重要であるかと思うが、知る機会が少ないのではないかと。情報提供は重要。</li> </ul>	<p>→「景観形成に関する情報提供や啓発事業の実施」に取り組む。</p>
<p><b>普遍的取り組み</b></p> <p><b>(1) 啓発・PR</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区によって差があるものの、全体的に道路空間が狭く、歩行者の歩きにくいまちなみが多く存在するので、歩行空間のゆとりあるまちなみが少しでも広がれば良い。</li> </ul>	<p>→PR・啓発を普遍的取り組みとして位置づけ、景観形成に関する情報提供を行うとともに、啓発事業の実施により景観に対する理解を深める。</p>
<p><b>(2) 事業・計画</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区によって差があるものの、全体的に道路空間が狭く、歩行者の歩きにくいまちなみが多く存在するので、歩行空間のゆとりあるまちなみが少しでも広がれば良い。</li> </ul>	<p>→景観形成の先導的役割を公共施設が担っていることを記載。また、まちなみづくりの手引きにおいて周囲の景観に調和のとれた整備や維持管理を行うとともに景観に対しての配慮にも努めながら、公共事業を進めていくことを示す。</p>

新	
<p><b>主な意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化も進み、相続の課題から大きな屋敷を分割して、小さな敷地になったところが多い。</li> <li>・空き家も少しずつ増えてきており、防犯・防災の面で心配であり、広い家で住み手が無い事も問題だ。</li> </ul>	<p><b>対応方針</b></p> <p>→「地区で取り組む『とよなかの景観まちづくり』モデル例」に住宅地における取り組み例を掲載。市民・事業者の自主的・自発的な取り組みによる良好な住環境保全策等を紹介するとともに、地区の取り組みに対しては必要な支援を関連部署とも連携しながら、取り組む。</p>
<p><b>(3) 全市域を対象とした景観形成</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的なまちなみに対して、お金がない中で古い建物を建替える際の補助や買い取り等の取り組みを進められるのか。</li> </ul>	<p>→普遍的取り組みとしてPR・啓発に取り組む、所有者等の意識の熟成を進めるなど、景観資源の保全・活用による景観形成の考え方や手法等に基づいて取り組む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのルールづくりでは、市民は利害関係があり、地区計画や建築協定等、所有者の全員合意は難しいので、行政が率先して指導していくべきではないか。</li> <li>・個々の建築計画の届出の際に、地域の状況を加味した審査を行うことはできるように、専門家のいる審査会等で議論するなど、行政としての裁量を持たせることも大切ではないか。</li> </ul>	<p>→重点的な地区の景観形成の推進を重点的取り組みに位置づけ、専門家の派遣や助成等、ルール化に向けた取り組みを支援。</p>
<p><b>第8章 景観法に基づく事項等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩を一概に規制するのではなく、コンセプトに基づいた色遣いもあるので、個々に審査するしくみの方が良いのではないか。</li> <li>・色と材料等をトータルに扱いきるべき考え方のもとで計画されたものなら、良いデザインになるのではないか。</li> </ul>	<p>→色彩に関してはマンセル色体系を用いて数値的基準を設定。ただし、景観配慮指針に沿って総合的な観点からの協議及び指導を実施。</p>
<p><b>〔推進編〕について</b></p> <p><b>推進の方向① 市民・事業者等の意識を景観に向ける</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧文化の共存、地域に応じた目玉を積極的に発信すれば豊中らしい景観となるので、そのために住民の意識を高めることが必要。</li> <li>・教育・文化・歴史を発信することにより、地域に誇りと愛着を持ってもらえたら、「住み続けたい」「住んで良かった」と実感してもらえるまちづくりにつながるのではないか。</li> <li>・より多世代が住みたいと思う魅力の掘り起こしが必要。</li> <li>・地域の住民が「ここは大事だ」と選んだようなところ、代表的なところを指定して、行政の事業にも優先度を付けて、取り組みを進めるようなしくみはできないか。</li> <li>・南部地域はコミュニティのつながりが強いので、最初に情報を発信してくれる方を見つけて、その方に好感を持って頂けるよう意識づける方法が重要になってくるだろう。</li> </ul>	<p>→地域のみなさんが大切にしている景観資源を明らかにするため「好感の持てる景観資源の収集」及び「好感の持てる景観資源の発信」を推進施策として位置づけ、関係部局と連携しながら、豊中の魅力発信に取り組む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドプト制度等で花を植えるという取り組みが進み、随分まちの様子も変わってきた。</li> <li>・住む人としては、景観などの資源のある地域が好まれるので、身近なそういうスポットがあれば好感・共感にもつながっていくのではないか。</li> <li>・地域で環境を荒らす人や行いに気付くかどうかは、地域への愛着や興味の有無によるのではないか。</li> <li>・身近なところで景観づくりを進めるには、近所付き合いが大切で、その最初のステップで上手くいっていないのではないか。</li> </ul>	<p>→「景観スタイリストの支援」を重点的な取り組みに位置づけ、学習機会の設定等、キーマンとなる人材の育成、支援に取り組む。また、好感の持てる景観資源を収集、発信し、それらを含めるまち歩きを行い、共感の輪を広げていく取り組みを進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の景観づくりについては、「住まう人がどれだけ豊中市に愛着を持てるか」にかかっているのではないか。</li> <li>・今後とも公民共に自分の街（豊中）に愛着を持つこともあり、その為の普及（育成）活動が大切であると考えます。</li> </ul>	<p>→身近な「好感」に目を向け「共感」の輪を広げるきっかけとなることにも、重点的取り組みの「景観まちづくりの共有」「好感の持てる景観資源の収集」に掲げる施策に取り組む。</p>
<p><b>推進の方向② 景観形成に取り組む人材を育成する</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が自分たちの公園として手入れする状況をつくることであれば、地域の景観にも関心を持つ人が増えるのではないか。</li> <li>・いくら整備されたきれいなまちができたとしても、こみや刈り込みが落ちていたり、自転車放置されているのは駄目だ。</li> <li>・地域の人の関心を高めるためには、まず地域の動向に関する情報を流すことが重要で、具体的に地域の動きを高めるには、地域に異質なものが入って来るような時に情報を流してあげれば、地元が主体となって検討を始めるのではないか。</li> </ul>	<p>→「景観スタイリストの支援」を重点的な取り組みに位置づけ、学習機会の設定等、キーマンとなる人材の育成、支援に取り組む。また、好感の持てる景観資源を収集、発信し、それらを含めるまち歩きを行い、共感の輪を広げていく取り組みを進める。</p>
<p><b>普遍的取り組み</b></p> <p><b>(1) 啓発・PR</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境によって人は変化するし、また、人は環境を変化させることができる。このことを理解してもらうことが重要。</li> <li>・景観の取り組みは重要であるかと思うが、知る機会が少ないのではないかと。情報提供は重要。</li> </ul>	<p>→PR・啓発を普遍的取り組みとして位置づけ、景観形成に関する情報提供を行うとともに、啓発事業の実施により景観に対する理解を深める。</p>
<p><b>(2) 事業・計画</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区によって差があるものの、全体的に道路空間が狭く、歩行者の歩きにくいまちなみが多く存在するので、歩行空間のゆとりあるまちなみが少しでも広がれば良い。</li> </ul>	<p>→景観形成の先導的役割を公共施設が担っていることを記載。また、まちなみづくりの手引きにおいて周囲の景観に調和のとれた整備や維持管理を行うとともに景観に対しての配慮にも努めながら、公共事業を進めていくことを示す。</p>

旧

新

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも公民共に自分の街（豊中）に愛着を持つこともあり、その為の普及（育成）活動が大切であると考える。</li> </ul>	<p>で地域への好感や愛着を高めることで、景観スタイリストを育成し、市民の主体的な取り組みを支援。</p>
<p><b>推進の方向③ 地域の景観まちづくりを推進する</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が自分たちの公園として手入れする状況をつくることであれば、地域の景観にも関心を持つ人が増えるのではないかと。</li> </ul>	<p>→先駆者へのインタビューやモデル事例などとして紹介。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いくら整備されたきれいなまちができたとしても、ごみや吸い殻が落ちていたり、自転車が放置されているのは駄目だ。</li> </ul>	<p>→アダプト制度等を紹介。市民・事業者・行政の協働による景観の改善や向上につなげていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人たちの関心を高めるためには、まず地域の動向に関する情報を流すことが重要で、具体的に地域の動きを高めるには、地域に異質なものが入って来るような時に情報を流してあげれば、地元が主体となって検討を始めるのではないかと。</li> </ul>	<p>→巻末に地区計画等のルールの解説を掲載。PR・啓発を普遍的取り組みと位置づけ、景観形成に関する情報提供や啓発事業の実施に組み込む。</p>
<p><b>普遍的取り組み</b></p>	
<p><b>(1) 啓発・PR</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境によって人は変化するし、また、人は環境を変化させることができる。このことを理解してもらうことが重要。</li> </ul>	<p>→PR・啓発を普遍的取り組みとして位置づけ、景観形成に関する情報提供を行うとともに、啓発事業の実施により景観に対する理解を深める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の取り組みは重要であるかと思うが、知る機会が少ないのではないかと。情報提供は重要。</li> </ul>	
<p><b>(2) 事業・計画</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区によって差があるものの、全体的に道路空間が狭く、歩行者の歩きにくいまちなみが多く感じるので、歩行空間のゆとりあるまちなみが少しでも広がれば良い。</li> </ul>	<p>→景観形成の先導的役割を公共施設が担っていることを記載。また、まちなみづくりの手引きにおいて周囲の景観に調和のとれた整備や維持管理を行うとともに景観に対しての配慮にも努めながら、公共事業を進めていくことを示す。</p>

都市景観形成に関わる動き（年表）

昭和62年度	1987年度	豊中市都市景観形成基本計画の策定
平成元年度	1989年度	アーバンデザインマニュアル・公共空間編の発行 とよなか百景の選定 豊中市東豊中町3丁目風致地区建築協定
平成2年度	1990年度	とよなか百景マップの発行 アーバンデザインマニュアル・建築指針編の発行
平成3年度	1991年度	アーバンデザインマニュアル・屋外造形編の発行 アーバンデザインマニュアルシリーズ・概要版の発行
平成4年度	1992年度	豊中市まちづくり条例の制定 豊中市都市景観要綱の制定 豊中市都市景観形成推進計画の策定
平成5年度	1993年度	豊中市文化振興ビジョンの策定 第1回豊中市都市デザイン賞の実施
平成6年度	1994年度	豊中市野畑南土地区画整理事業地区建築協定 豊中市屋外広告物景観形成ガイドラインの策定
平成7年度	1995年度	都市景観形成建築物等の指定（第1号） 第2回豊中市都市デザイン賞の実施
平成9年度	1997年度	永楽荘桜自治会地区景観形成協定の認定 都市景観形成建築物等の指定（第2号） ※H17年（2005年）解除 第3回豊中市都市デザイン賞の実施 待兼山町南地区建築協定
平成10年度	1998年度	<del>豊中市環境基本条例の制定</del>
平成11年度	1999年度	豊中市都市景観条例の制定 豊中市環境基本計画の策定 豊中市みどりの基本計画の策定 豊中市都市計画マスタープランの策定
平成12年度	2000年度	新千里南町3丁目住宅自治会地区景観形成協定の認定 第3次豊中市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定 第4回豊中市都市デザイン賞の実施 豊中市都市景観条例のあらまし（パンフレット）の発行
平成13年度	2001年度	私たちの生活環境デザインハンドブック（パンフレット）の発行 とよなか百景の見直し（追加）
平成14年度	2002年度	豊中市都市景観形成基本計画の策定 はじめてみませんか 景観からのまちづくり（パンフレット）の発行
平成15年度	2003年度	第5回都市デザイン賞の実施
平成16年度	2004年度	景観法の制定 豊中市旭丘団地建築協定
平成17年度	2005年度	旭丘テラスハウス地区建築協定／ドリームハウス旭丘建築協定
平成18年度	2006年度	第6回都市デザイン賞の実施
平成19年度	2007年度	景観行政団体への移行 豊中市景観計画の策定
平成20年度	2008年度	豊中市都市景観条例の改正 新千里東町医療センター地区建築協定／まちなみやま自治会建築協定／ ヘーベルタウン豊中旭ヶ丘建築協定
平成21年度	2009年度	豊中市景観計画の運用開始 東豊中町6-1地区緑地協定
平成22年度	2010年度	豊中市都市計画マスタープランの見直し 第2次環境基本計画の策定
平成23年度	2011年度	第3次豊中市総合計画（後期基本計画）スタート 第7回都市デザイン賞の実施 豊中市屋外広告物条例の制定 豊中市地区まちづくり条例・豊中市地域自治推進条例の制定 基本計画の中間見直しに着手 ファインコート豊中刀根山建築協定・緑地協定
平成24年度	2012年度	中核市に移行 豊中市屋外広告物条例の運用開始 上新田1丁目及び2丁目地区景観形成協定の認定 豊中市都市景観形成マスタープランの策定に着手
平成25年度	2013年度	豊中市都市景観形成マスタープランの策定 豊中市景観配慮指針の策定／まちなみづくりの手引きの作成
平成26年度	2014年度	豊中市都市景観条例の改正

都市景観形成に関わる動き（年表）

昭和62年度	1987年度	豊中市都市景観形成基本計画の策定
平成元年度	1989年度	アーバンデザインマニュアル・公共空間編の発行 とよなか百景の選定 豊中市東豊中町3丁目風致地区建築協定
平成2年度	1990年度	とよなか百景マップの発行 アーバンデザインマニュアル・建築指針編の発行
平成3年度	1991年度	アーバンデザインマニュアル・屋外造形編の発行 アーバンデザインマニュアルシリーズ・概要版の発行
平成4年度	1992年度	豊中市まちづくり条例の制定 豊中市都市景観要綱の制定 豊中市都市景観形成推進計画の策定
平成5年度	1993年度	豊中市文化振興ビジョンの策定 第1回豊中市都市デザイン賞の実施
平成6年度	1994年度	豊中市野畑南土地区画整理事業地区建築協定 豊中市屋外広告物景観形成ガイドラインの策定
平成7年度	1995年度	都市景観形成建築物等の指定（第1号） 第2回豊中市都市デザイン賞の実施 <b>豊中市環境基本条例の制定</b>
平成9年度	1997年度	永楽荘桜自治会地区景観形成協定の認定 都市景観形成建築物等の指定（第2号） ※H17年（2005年）解除 第3回豊中市都市デザイン賞の実施 待兼山町南地区建築協定
平成10年度	1998年度	<b>豊中市環境基本計画の策定</b>
平成11年度	1999年度	豊中市都市景観条例の制定 豊中市みどりの基本計画の策定 豊中市都市計画マスタープランの策定
平成12年度	2000年度	新千里南町3丁目住宅自治会地区景観形成協定の認定 第3次豊中市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定 第4回豊中市都市デザイン賞の実施 豊中市都市景観条例のあらまし（パンフレット）の発行
平成13年度	2001年度	私たちの生活環境デザインハンドブック（パンフレット）の発行 とよなか百景の見直し（追加）
平成14年度	2002年度	豊中市都市景観形成基本計画の策定 はじめてみませんか 景観からのまちづくり（パンフレット）の発行
平成15年度	2003年度	第5回 <b>豊中市</b> 都市デザイン賞の実施
平成16年度	2004年度	景観法の制定 豊中市旭丘団地建築協定 ※H28年度（2016年度）より豊中プレミアム 建築協定に名称変更
平成17年度	2005年度	旭丘テラスハウス地区建築協定／ドリームハウス旭丘建築協定
平成18年度	2006年度	第6回 <b>豊中市</b> 都市デザイン賞の実施
平成19年度	2007年度	景観行政団体への移行 豊中市景観計画の策定
平成20年度	2008年度	豊中市都市景観条例の改正 新千里東町医療センター地区建築協定 ※H30年度（2018年度）失効 ／まちなみやま自治会建築協定／ヘーベルタウン豊中旭ヶ丘建築協定
平成21年度	2009年度	豊中市景観計画の運用開始 東豊中町6-1地区緑地協定
平成22年度	2010年度	豊中市都市計画マスタープランの見直し 第2次環境基本計画の策定
平成23年度	2011年度	第3次豊中市総合計画（後期基本計画）スタート 第7回 <b>豊中市</b> 都市デザイン賞の実施 豊中市屋外広告物条例の制定 豊中市地区まちづくり条例・豊中市地域自治推進条例の制定 基本計画の中間見直しに着手 ファインコート豊中刀根山建築協定・緑地協定
平成24年度	2012年度	中核市に移行 豊中市屋外広告物条例の運用開始 上新田1丁目及び2丁目地区景観形成協定の認定 豊中市都市景観形成マスタープランの策定に着手
平成25年度	2013年度	豊中市都市景観形成マスタープランの策定 豊中市景観配慮指針の策定／まちなみづくりの手引きの作成
平成26年度	2014年度	豊中市都市景観条例の改正 <b>都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）を指定</b>

旧

新

平成 27 年度	2015 年度	原田中一丁目地区建築協定 ※R4年度(2022年度)廃止 都市景観形成推進地区(永楽軒地区)を指定 春日町ヒメボタル特別緑地保全地区を指定
平成 28 年度	2016 年度	都市景観形成推進地区(新千里北住宅地区)を指定 都市景観形成推進地区(新千里南住宅地区)を指定 第8回豊中市都市デザイン賞の実施 第1回豊中まちなみ市民賞の実施
平成 29 年度	2017 年度	とよなか百景のリニューアル(追加) 第3次豊中市環境基本計画の策定 第2次豊中市みどりの基本計画の策定
平成 30 年度	2018 年度	第4次豊中市総合計画(基本構想・前期基本計画)の策定 第2次豊中市都市計画マスタープランの策定
令和元年度	2019 年度	都市景観形成推進地区(北緑丘1丁目地区)を指定
令和2年度	2020 年度	都市景観形成建築物等の指定(第3号)(渡場のクスノキ) 都市景観形成推進地区(新千里北町2丁目地区)を指定
令和3年度	2021 年度	都市景観形成推進地区(新千里西町3丁目地区)を指定 第9回豊中市都市デザイン賞の実施 第2回豊中まちなみ市民賞の実施
令和4年度	2022 年度	第3次豊中市環境基本計画の改定
令和5年度	2023 年度	第4次豊中市総合計画(後期基本計画)スタート

用語集

あ

~~【アイストップ】  
人の視線を引きつけるような際どい目印となるもの。~~

【アウトプット指標】  
施策・事業を実施することによって直接生じた成果・量を表す指標のこと。例えば、出前講座事業を「〇回開催」といった形で表す。

【アウトカム指標】  
施策・事業を実施した結果どのような効果があったのかを表す指標のこと。例えば、出前講座事業の実施をきっかけに「新たに活動を始めた市民団体が〇団体」といった形で表す。

【アクセント】  
全体の調子を強くひきしめる部分、強調点。

~~【アクセントカラー】  
統一感がある反面単調になってしまっている配色の中に、全体を引き締める目的で加えられる、少量の目立つ色のこと。~~

【アダプト活動・アダプトシステム・アダプト制度】  
「アダプト (adopt)」は、「養子にする」という意味で、アダプトシステム・アダプト制度は、市民グループや企業等に、道路等の一定区間の清掃や緑化活動等を、継続的にしてもらうもの。これまで公共空間は行政（実親）が主として管理していたが、地域の人々（養子）に「養子」としてかわいがってもらおうという考えから「アダプト」と名付けられている。なお、大阪府では「アドプト」という呼称を用いているが、意味は同じ。

【アドプト・ロード、アドプト・リバー】  
上記の制度を利用し、大阪府の管理する道路や河川を市民と共に美化活動を行うもの。

【アプローチ】  
建物に通じる道。玄関前の空間等。

【アメニティ】  
環境の快適性、魅力ある環境、生活の質等と訳され、広義的には、精神的な快適さも視点に入れた環境の質に関する総合的な概念。

【アーバンデザイン】  
建物や道路、街路樹等まち全体の色彩、形態、空間をデザインすることで、美しいまちなみをつくり、魅力ある都市空間を創造すること。

【アーバン・デザインマニュアル】  
市民・事業者・行政が一体となって景観づくりを進めるための指針として、それぞれ場所や目的に応じたデザインの考え方や手法をカラー写真等を用いて紹介した景観形成の手引き書。（まちなみづくりの手引きに改定）

【一人協定】  
土地所有者が一人しかいない土地で協定を締結すること。住宅地を分譲する前に開発事業者と市で締結す

る場合等に多く見られる。  
【違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）】  
違法な簡易広告物の除却を地域団体等に委任する制度。地域のみなさんによる地域に密着した活動をとおして、違法な屋外広告物を許さない地域環境づくりを進めている。

【NPO】  
Non Profit Organizationの略で、非営利団体・組織のこと。

【大阪府景観形成基本方針】  
大阪府景観条例に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標、景観形成を推進するための施策の体系、景観形成を推進する地域に関する事項等を示す方針。（平成 11 年（1999 年）策定、~~平成 29 年（2017 年）見直し~~）

【屋外広告物景観形成ガイドライン】  
まちを彩る魅力的な広告づくりを進め、景観をより魅力的なものとしていくため、豊中市として望ましい広告景観の考え方や配慮すべき事項、設計の目安となる基準や手法等を提案し、参考となる事例や取り組みを進めるための手立て、支援方策を掲載した手引き書。（まちなみづくりの手引きに改定）

【屋外広告物法】  
良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた法律。（昭和 24 年（1949 年）制定）

【オープンスペース】  
建物が建っていない土地の総称。公園・緑地、水面、建物前の小さな空間等を含む。

か

【開発行為】  
都市計画法に基づき、主として建築物を建てる目的で土地の造成等区画の変更を行う行為をいう。

【丘陵（きゅうりょう）】  
こやま、丘。なだらかな低い山地。

【許可地域】  
豊中市屋外広告物条例において、屋外広告物の提出に許可を要する地域。

【禁止地域】  
豊中市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出が原則として禁止される地域。

【景観協議会】  
景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観形成に向け、行政と住民、企業等関係団体が協働で取り組むための組織のこと。協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が生じる。

用語集

あ

【アーバン・デザインマニュアル】  
市民・事業者・行政が一体となって景観づくりを進めるための指針として、それぞれ場所や目的に応じたデザインの考え方や手法をカラー写真等を用いて紹介した景観形成の手引き書。（まちなみづくりの手引きに改定）

【アーバンデザイン】  
建物や道路、街路樹等まち全体の色彩、形態、空間をデザインすることで、美しいまちなみをつくり、魅力ある都市空間を創造すること。

【アウトカム指標】  
施策・事業を実施した結果どのような効果があったのかを表す指標のこと。例えば、出前講座事業の実施をきっかけに「新たに活動を始めた市民団体が〇団体」といった形で表す。

【アウトプット指標】  
施策・事業を実施することによって直接生じた成果・量を表す指標のこと。例えば、出前講座事業を「〇回開催」といった形で表す。

【アクセント】  
全体の調子を強くひきしめる部分、強調点。

【アダプト活動・アダプトシステム・アダプト制度】  
「アダプト (adopt)」は、「養子にする」という意味で、アダプトシステム・アダプト制度は、市民グループや企業等に、道路等の一定区間の清掃や緑化活動等を、継続的にしてもらうもの。これまで公共空間は行政（実親）が主として管理していたが、地域の人々（養子）に「養子」としてかわいがってもらおうという考えから「アダプト」と名付けられている。なお、大阪府では「アドプト」という呼称を用いているが、意味は同じ。

【アドプト・ロード、アドプト・リバー】  
上記の制度を利用し、大阪府の管理する道路や河川を市民と共に美化活動を行うもの。

【アプローチ】  
建物に通じる道。玄関前の空間等。

【アメニティ】  
環境の快適性、魅力ある環境、生活の質等と訳され、広義的には、精神的な快適さも視点に入れた環境の質に関する総合的な概念。

【一人協定】  
土地所有者が一人しかいない土地で協定を締結すること。住宅地を分譲する前に開発事業者と市で締結する場合等に多く見られる。

【違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）】  
違法な簡易広告物の除却を地域団体等に委任する制度。地域のみなさんによる地域に密着した活動をとおして、違法な屋外広告物を許さない地域環境づくりを進めている。

【SDGs】

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）の 15 年間で達成すべき「世界共通の目標」として、平成 27 年（2015 年）9 月に国連で開催された持続可能な開発サミットで採択された。17 のゴール・169 のターゲットから構成しており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国、すべての人々が取り組むべき国際目標のこと。

【NPO】  
Non Profit Organizationの略で、非営利団体・組織のこと。

【大阪府景観形成基本方針】  
大阪府景観条例に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標、景観形成を推進するための施策の体系、景観形成を推進する地域に関する事項等を示す方針「都市景観ビジョン・大阪」。（平成 11 年（1999 年）策定、平成 30 年（2018 年）改定）

【オープンスペース】  
建物が建っていない土地の総称。公園・緑地、水面、建物前の小さな空間等を含む。

【屋外広告物景観形成ガイドライン】  
まちを彩る魅力的な広告づくりを進め、景観をより魅力的なものとしていくため、豊中市として望ましい広告景観の考え方や配慮すべき事項、設計の目安となる基準や手法等を提案し、参考となる事例や取り組みを進めるための手立て、支援方策を掲載した手引き書。（まちなみづくりの手引きに改定）

【屋外広告物法】  
良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた法律。（昭和 24 年（1949 年）制定）

か

【開発行為】  
都市計画法に基づき、主として建築物を建てる目的で土地の造成等区画の変更を行う行為をいう。

【丘陵（きゅうりょう）】  
こやま、丘。なだらかな低い山地。

【許可地域】  
豊中市屋外広告物条例において、屋外広告物の提出に許可を要する地域。

【禁止地域】  
豊中市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出が原則として禁止される地域。

【景観行政団体】  
景観法に基づき、景観計画の策定等を行う地方公共団体のこと。豊中市は平成 19 年（2007 年）7 月に景観行政団体に移行。

【景観計画区域】  
景観法に基づき、景観計画を適用する区域のこと。豊中市では市全域を景観計画区域として定めている。

【景観形成基準】  
良好な景観の形成に向けて遵守すべき内容を行為の制限に関する事項として景観計画に定めた基準。

【景観形成協定】  
一定区域内の良好な景観形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化等の協定を締結し、当該区域住民等から協定の求めがあった場合、豊中市都市景観条例に基づき、当該区域の住民や利害関係人の多数に支持されていると認められときは市長が認定する制度。

【景観協定】  
景観法に基づき、一定の区域内の住民や土地所有者等の全員の合意により、その区域の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化についてのルールを定めることができる制度。

【景観重要建造物】  
景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）を指定することができる制度。

【景観重要樹木】  
景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木を指定することができる制度。

【景観重要公共施設】  
景観法に基づき、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、施設管理者との協議・同意のもとで位置づけ、景観上必要な整備に関する事項等を定め、景観上の観点から連携・調整を行うことで良好な景観を図る公共施設。

【景観整備機構】  
景観法に基づき、民間団体や市民が主体となって景観の保全・整備を進めるため、一般社団法人やNPO等を景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度。

【景観地区】  
景観法に基づき、一定の区域内の良好な景観の形成を図るために、建築物や工作物、開発行為等の制限を市町村の都市計画として定めることができる制度。認定による手続きのほか、違反した場合は是正命令等、厳しい規制誘導を行うことができる。

【景観配慮指針】  
豊中市都市景観条例に基づき、大規模建築物等の建築等にあたって、配置、意匠等都市景観の形成上配慮すべき事項を明らかにした指針で、届出の際に市がこの指針に基づいて助言・指導を行うものと定めている。

【景観法】  
良好な景観の形成を図るための日本で初めての総合的な法律として平成 16 年（2004 年）に制定。良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画や景観地区等の制度を定めている。

【顕彰（けんしょう）】  
功績等を世間に知らせ、表彰すること。

【建築基準法】  
建築物の安全性の確保等を目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている法律。（昭和 25 年（1950 年）制定）

【建築協定】  
建築基準法に基づき、一定の区域内の住民や土地所有者等の全員の合意により、住民自らが一定地域における建築物のルール（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、または建築設備）を定めること。

【建築行為】  
建築基準法に基づき、建築物を建築する行為。規模や用途によって、許認可を求められることがある。一般には、建築物を新築、増築、改築、移転すること。

【コントラスト】  
対照。対比。明るい部分と暗い部分の明暗の差をいう。

【工作物】  
土地や建築物に定着し、または継続して設置されるもの（建築物や広告物、広告物を掲出する物件は除く）。

さ

【再開発】  
既成の市街地を再整備すること。

【市街地開発事業】  
~~都市計画法に基づく都市整備事業の総称として、土地地区画整理事業や市街地再開発事業等がある。~~

【敷路】  
敷地のうち、道路等公共空間に接し、通りを利用する人や車から見る部分。

【事前協議】  
景観法や屋外広告物法等に基づく届出の前に、市と事前に協議を行い、必要な手続き・書類や計画内容の法令・基準等との適合について確認を行うこと。

【自治会等】  
自治会・町内会・まちづくり協議会等、地域で住民等が主体となって活動する組織。

【自治会申し合わせ】  
自治会の話し合いの中で、住民同士で決められた約束事。

【指定文化財】  
文化財保護法に基づき、保護の対象として指定されている文化財のこと。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5種類があり、学術的・歴史的に貴重なもの。

【市民緑地】  
都市緑地法に基づき、土地所有者等の申し出によって、地方公共団体等が土地所有者等と契約を結び、住民が利用できるようにした緑地。

【車体を利用する広告】  
鉄道の車両やバスの車体等に施された広告。

【景観協議会】  
景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観形成に向け、行政と住民、企業等関係団体が協働で取り組むための組織のこと。協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が生じる。

【景観行政団体】  
景観法に基づき、景観計画の策定等を行う地方公共団体のこと。豊中市は平成 19 年（2007 年）7 月に景観行政団体に移行。

【景観協定】  
景観法に基づき、一定の区域内の住民や土地所有者等の全員の合意により、その区域の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化についてのルールを定めることができる制度。

【景観計画区域】  
景観法に基づき、景観計画を適用する区域のこと。豊中市では市全域を景観計画区域として定めている。

【景観形成基準】  
良好な景観の形成に向けて遵守すべき内容を行為の制限に関する事項として景観計画に定めた基準。

【景観形成協定】  
一定区域内の良好な景観形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化等の協定を締結し、当該区域住民等から協定の求めがあった場合、豊中市都市景観条例に基づき、当該区域の住民や利害関係人の多数に支持されていると認められときは市長が認定する制度。

【景観重要建造物】  
景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）を指定することができる制度。

【景観重要公共施設】  
景観法に基づき、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、施設管理者との協議・同意のもとで位置づけ、景観上必要な整備に関する事項等を定め、景観上の観点から連携・調整を行うことで良好な景観を図る公共施設。

【景観重要樹木】  
景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木を指定することができる制度。

【景観整備機構】  
景観法に基づき、民間団体や市民が主体となって景観の保全・整備を進めるため、一般社団法人やNPO等を景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度。

【景観地区】  
景観法に基づき、一定の区域内の良好な景観の形成を図るために、建築物や工作物、開発行為等の制限を市町村の都市計画として定めることができる制度。認定による手続きのほか、違反した場合は是正命令等、厳しい規制誘導を行うことができる。

【景観配慮指針】  
豊中市都市景観条例に基づき、大規模建築物等の建築等にあたって、配置、意匠等都市景観の形成上配慮すべき事項を明らかにした指針で、届出の際に市がこの指針に基づいて助言・指導を行うものと定めている。

【景観法】  
良好な景観の形成を図るための日本で初めての総合的な法律として平成 16 年（2004 年）に制定。良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画や景観地区等の制度を定めている。

【顕彰（けんしょう）】  
功績等を世間に知らせ、表彰すること。

【建築基準法】  
建築物の安全性の確保等を目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている法律。（昭和 25 年（1950 年）制定）

【建築協定】  
建築基準法に基づき、一定の区域内の住民や土地所有者等の全員の合意により、住民自らが一定地域における建築物のルール（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備）を定めること。

【建築行為】  
建築基準法に基づき、建築物を建築する行為。規模や用途によって、許認可を求められることがある。一般には、建築物を新築、増築、改築、移転すること。

【工作物】  
土地や建築物に定着し、または継続して設置されるもの（建築物や広告物、広告物を掲出する物件は除く）。

【コントラスト】  
対照。対比。明るい部分と暗い部分の明暗の差をいう。

さ

【再開発】  
既成の市街地を再整備すること。

【C I】（コーポレート・アイデンティティ）  
企業の特徴をデザイン等で外部に示し、企業イメージを統一、浸透させていくための取り組み。

【敷路】  
敷地のうち、道路等公共空間に接し、通りを利用する人や車から見る部分。

【事前協議】  
景観法や屋外広告物法等に基づく届出の前に、市と事前に協議を行い、必要な手続き・書類や計画内容の法令・基準等との適合について確認を行うこと。

【自治会等】  
自治会・町内会・まちづくり協議会等、地域で住民等が主体となって活動する組織。

【自治会申し合わせ】  
自治会の話し合いの中で、住民同士で決められた約束事。

【指定文化財】  
文化財保護法に基づき、保護の対象として指定されている文化財のこと。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5種類があり、学術的・歴史的に貴重なもの。

【市民緑地】  
都市緑地法に基づき、土地所有者等の申し出によって、地方公共団体等が土地所有者等と契約を結び、住民が利用できるようにした緑地。

【住環境整備事業】  
~~構造や設備が不良な住宅の密集、道路・公園等の公共施設の老朽化等、住環境が劣っている地区について、良好な住宅の供給、公共施設の整備等を行う事業のこと。~~

【庄内・豊南町地区住環境整備計画】  
庄内・豊南町地区の住環境の改善と災害に強いまちづくりをめざして策定された計画で、これに基づき公共施設の整備や木造賃貸住宅の建替支援等の取り組みを進めている。

【C1（コーポレート・アイデンティティ）】  
企業の持つ特徴をデザイン等で外部に示し、企業イメージを統一、浸透させていくための取り組み。

【千里中央地区再整備ビジョン】  
千里中央地区の活性化を図るために、現況と課題を踏まえた将来像を設定しながら、その実現に向けた都市機能や土地利用・土地空間等の考え方を定めている。

【千里ニュータウン再生指針】  
千里ニュータウンにおいて、課題を解決しながらまちの活力を発展、継承していくための基本となる考え方を示す指針で、「千里ニュータウン再生連絡協議会」を構成する大阪府、豊中市、吹田市、独立行政法人都市再生機構、大阪府住宅供給公社、財団法人大阪府タウン管理財団の6者で平成19年（2007年）10月に策定。

【マゴロル】  
~~都心への人口集中や地価高騰により、地下の安い郊外等で無秩序に住宅化が進み、虫食い状になる現象。~~

た

【タウンウォッチング】  
まちなみを眺めながら歩くこと。

【段丘（だんきゅう）】  
河川等が浸食し、階段状になった地形。かつて、土木技術が手作業で行われていた時代、段丘を風雨による崩壊から保護する地固めとして竹やエノキ・ムクノキ等の樹木が植えられ、みどりの軸が形成された。

【地域自治】  
多様化、複雑化する地域の課題に、地域のことをよく知る住民が地域の特性に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援することで、地域コミュニティの活性化をめざすこと。

【地区計画】  
都市計画法に基づき、身近な地区での良好な環境の保全や整備をはかるため、地区に住む人たちが主体となって、地区にふさわしい建物や敷地についての基準、地区レベルでの道路や公園等の配置を定める都市計画のこと。

【中核市】  
人口30万人以上の市において事務権限を強化し、できる限り住民の身近で事務を行うことができるようになる制度。豊中市は平成24年（2012年）4月に中核市に移行した。

【出前講座】  
市民の要望に応じて市の職員が出向き、市の事業や制度についてお話しする制度。市政への理解や関心を深めて

頂くとともに、これからのまちづくりについて市民のみなさんと一緒に考えることを目的に実施している。

【登録（有形）文化財】  
文化財保護法の一部改正により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録簿に登録された有形文化財のこと。

【都市景観形成建築物等】  
豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上保存する価値がある重要なものとして指定された建築物、工作物等。

【都市景観形成推進地区】  
景観計画に地区の特性に応じて区域及び方針ならびに行為の制限を定めた地区。住民や事業者等の発意により案となるべき事項を市に申し出ることができる。

【都市景観デザイン相談制度】  
都市景観の向上をめざし、建築物・広告物の新設・改修等を行う市民や事業者を対象に、専門家が建築物の新築等に際して景観デザインや色彩等の相談や助言を行う制度。

【都市デザイン賞】  
市内の良好な都市景観の形成に寄与するデザインの建築物等を表彰する制度。~~平成25年（2013年）第7回まで開催。~~

【都市計画法】  
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容およびその決定手続きや、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関して必要な事項を定めた法律。（昭和43年（1968年）制定）

【都市ブランド】  
都市間競争を背景に、都市の認知度や魅力度等の向上を図る総合的な取り組み。

【都市緑地法】  
都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。（昭和48年（1973年）制定）

【土地区画整理事業】  
土地区画整理法によって定められた事業で、地権者が宅地の一部を提供しあうことにより宅地の整備に合わせて道路や公園等の公共施設の整備を行うもの。

【電光表示広告物】  
電氣的に発光することにより表示の内容を変化させることができる装置（電光表示装置）を有する広告物。

【豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例】  
まちの美化について必要な事項を定め、市・市民等・事業者・団体がそれぞれ役割をはたし、一体となって美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境の向上を図ることを目的として制定した条例。（平成17年（2005年）制定）

【豊中市屋外広告物条例】  
屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた条例。（平成24年（2012年）制定）

【車体を利用する広告】  
鉄道の車両やバスの車体等に施された広告。

【千里中央地区再整備ビジョン】  
千里中央地区の活性化を図るために、現況と課題をふまえた将来像を設定しながら、その実現に向けた都市機能や土地利用・土地空間等の考え方を定めている。

【千里ニュータウン再生指針】  
千里ニュータウンにおいて、課題を解決しながらまちの活力を発展、継承していくための基本となる考え方を示す指針で、「千里ニュータウン再生連絡協議会」を構成する大阪府、豊中市、吹田市、独立行政法人都市再生機構、大阪府住宅供給公社、財団法人大阪府タウン管理財団の6者で平成19年（2007年）10月に策定。

た

【タウンウォッチング】  
まちなみを眺めながら歩くこと。

【段丘（だんきゅう）】  
河川等が浸食し、階段状になった地形。かつて、土木技術が手作業で行われていた時代、段丘を風雨による崩壊から保護する地固めとして竹やエノキ・ムクノキ等の樹木が植えられ、みどりの軸が形成された。

【地域自治】  
多様化、複雑化する地域の課題に、地域のことをよく知る住民が地域の特性に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援することで、地域コミュニティの活性化をめざすこと。

【地区計画】  
都市計画法に基づき、身近な地区での良好な環境の保全や整備をはかるため、地区に住む人たちが主体となって、地区にふさわしい建物や敷地についての基準、地区レベルでの道路や公園等の配置を定める都市計画のこと。

【中核市】  
人口30万人以上の市において事務権限を強化し、できる限り住民の身近で事務を行うことができるようになる制度。豊中市は平成24年（2012年）4月に中核市に移行した。

【出前講座】  
市民の要望に応じて市の職員が出向き、市の事業や制度についてお話しする制度。市政への理解や関心を深めて

頂くとともに、これからのまちづくりについて市民のみなさんと一緒に考えることを目的に実施している。

【電光表示広告物】  
電氣的に発光することにより表示の内容を変化させることができる装置（電光表示装置）を有する広告物。

【登録（有形）文化財】  
文化財保護法の一部改正により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録簿に登録された有形文化財のこと。

【都市計画法】  
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容およびその決定手続きや、都市計画制限、都

市計画事業、その他都市計画に関して必要な事項を定めた法律。（昭和43年（1968年）制定）

【都市景観形成建築物等】  
豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上保存する価値がある重要なものとして指定された建築物、工作物等。

【都市景観形成推進地区】  
景観計画に地区の特性に応じて区域及び方針ならびに行為の制限を定めた地区。住民や事業者等の発意により案となるべき事項を市に申し出ることができる。

【都市景観デザイン相談】  
都市景観の向上をめざし、建築物・広告物の新設・改修等を行う市民や事業者を対象に、専門家が建築物の新築等に際して景観デザインや色彩等の相談や助言を行う制度。

【都市デザイン賞】  
市内の良好な都市景観の形成に寄与するデザインの建築物等を表彰する制度。**令和3年（2021年）第9回まで開催。**

【都市ブランド】  
都市間競争を背景に、都市の認知度や魅力度等の向上を図る総合的な取り組み。

【都市緑地法】  
都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。（昭和48年（1973年）制定）

【土地区画整理事業】  
土地区画整理法によって定められた事業で、地権者が宅地の一部を提供しあうことにより宅地の整備に合わせて道路や公園等の公共施設の整備を行うもの。

【豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例】  
まちの美化について必要な事項を定め、市・市民等・事業者・団体がそれぞれ役割をはたし、一体となって美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境の向上を図ることを目的として制定した条例。（平成17年（2005年）制定）

【豊中市屋外広告物条例】  
屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた条例。（平成24年（2012年）制定）

【豊中市環境基本計画（第3次）】  
豊中市環境基本条例に基づく環境理念や基本施策等の実現に向け、市民や事業者等とのパートナーシップのもと、総合的・計画的に環境行政を推進していくために策定した計画。**（平成30年（2018年）策定、令和5年（2023年）改定）**

【豊中市教育振興計画（第2期）】  
教育基本法の改正により策定された教育の振興のための施策に関する基本的な計画。（平成22年（2010年）策定、**令和3年（2021年）改定**）

【豊中市景観計画】  
景観法に基づき、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の

【~~豊中市環境基本計画（第4次）~~】  
 豊中市環境基本条例に基づく環境理念や基本施策等の実現に向け、市民や事業者等とのパートナーシップのもと、総合的・計画的に環境行政を推進していくために策定した計画。~~（平成23年（2011年）策定）~~

【~~豊中市教育振興計画~~】  
 教育基本法の改正により策定された教育の振興のための施策に関する基本的な計画。~~（平成22年（2010年）策定）~~

【~~豊中市景観計画~~】  
 景観法に基づき、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画。~~（平成20年（2008年）策定）~~

【~~豊中市コミュニティ基本方針~~】  
 市民力や地域力が発揮できる環境を整え、地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくために定めた基本方針。~~（平成21（2009年）年3月策定）~~

【~~豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針~~】  
 千里ニュータウンの良好な住環境を維持、保全するために策定された基本方針で、この方針に基づいて住環境保全のための指導を行っている。~~（平成4年（1992年）策定）~~

【~~豊中市総合計画（第4次）~~】  
 市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す総合的な計画。~~後期基本計画は平成22年度（2011年度）平成32年度（2020年度）を計画期間としている。~~

【~~豊中市地域福祉計画~~】  
 地域福祉の推進をめざして、市民、事業者、行政等の役割、責務を明らかにし、福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への市民参加の促進等の事項を一体的に示した計画。~~（平成16年（2004年）策定）~~

【~~豊中市地区まちづくり条例~~】  
 市民自らが、自分たちの住む身近な地域の環境を良くするため、まちづくりに関わりを持つときに、その自発的な活動に対する市の支援の考え方や、市民と協働で住みよいまちづくりを進めていくための必要な事項を定めた条例。~~（平成4年（1992年）制定）~~

【~~豊中市中心市街地活性化基本計画~~】  
~~商業等の活性化と市街地の整備改善やまちづくりを一体的に推進していくため、市民、事業者、事業者等事業推進に関わる人たちの協働関係を強化し、中心市街地の活性化を総合的に推進していくための考え方を定めた計画。（平成14年（2002年）策定）~~

【~~豊中市都市計画マスタープラン~~】  
 都市計画の目標となる豊中市の望ましい都市像と長期的な都市整備の方針、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画。~~（平成23年（2011年）策定、目標年次：平成32年度（2020年度））~~

【~~豊中市文化振興ビジョン~~】  
 市民ひとりひとりが文化的存在であることを基本理念とし、市民文化の活性化、都市文化の創造、行政の文化化が、文化行政の総合的な計画。~~（平成6年（1994年）策定）~~

【~~豊中市みどりの基本計画~~】  
 都市のあらゆるみどりを対象に、豊中市の将来のみどりのあり方や施策の方向性を示すみどりに関する総合的な計画。~~（平成11年（1999年）策定、目標年次：中期（2010年度）、長期（2020年度））~~

【~~とよなか百景~~】  
 平成元年（1989年）にあなたが見つけるとよなか百景として市民の方から同市内の都市景観、自然、建築物を募集し選定したものを。

【~~豊中市都市景観条例~~】  
 豊中市環境基本条例の理念に基づき、都市景観の形成について豊中市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく必要な事項を定め、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市景観の形成に資することを目的とした条例。~~（平成12年（2000年）制定）~~

【~~豊中市都市景観形成基本計画~~】  
 豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者と市がともに協力して、その目標を実現するための指針となる計画。~~（昭和62年（1987年）策定、平成15年（2003年）改定（平成25年（2013年）豊中市都市景観形成マスタープランに一元化）~~

な

【~~能勢街道~~】  
 かつて大阪と池田、能勢を結んだ主要幹線道路で本市を南北に縦断。上方落語「池田の猪糞い」の舞台として有名。

は

【~~花いっぱい運動~~】  
 市内の公園や空き地、家の周りを花をそだてることで、うるおいのあるまちなみを広げる運動。

【~~バリアフリー（化）~~】  
 高齢者や障害者等が社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障害（バリア）を取り除き、安全で快適な生活ができるように整備すること。

【~~風致地区~~】  
 都市計画法に基づき、自然や良好なまちなみの維持を目的に指定する制度。建物等の建築や樹木の伐採等の制限がある。

【~~文化財保護法~~】  
 文化財を保存・活用し、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することを目的に制定された法律。~~（昭和25年（1950年）制定）~~

【~~平野（沖積低地・ちゅうせきでいち）~~】  
 流水のために土砂等が積み重なり、川筋に生じた平野（低地）。

【~~ヒューマンスケール~~】  
 人間の体の大きさを基準にして決められた空間や基準値のこと。親しみの持てる空間ゆ大きさ等を表す。

制限に関する事項等を定めた計画。~~（平成19年（2007年）策定、平成26年（2014年）本計画に融合）~~

【~~豊中市コミュニティ基本方針~~】  
 市民力や地域力が発揮できる環境を整え、地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくために定めた基本方針。~~（平成21（2009年）年3月策定）~~

【~~豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画~~】  
 庄内・豊南町地区の住環境の改善と防災性の向上に向けた取り組みを進め、安心・安全に暮らせるまちづくりにめざして策定された計画で、これに基づき道路などの公共施設の整備等の取り組みを進めている。

【~~豊中市新・産業振興ビジョン~~】  
 グローバル化の進展や情報技術の飛躍的發展、新型コロナウイルス感染症の大流行などにより激変した社会経済環境に適応する新たな産業振興のあり方を示すビジョン。~~（令和4年（2022年）策定）~~

【~~豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針~~】  
 千里ニュータウンの良好な住環境を維持、保全するために策定された基本方針で、この方針に基づいて住環境保全のための指導を行っている。~~（平成4年（1992年）策定）~~

【~~豊中市総合計画（第4次）~~】  
 市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す総合的な計画。~~後期基本計画は令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）を計画期間としている。~~

【~~豊中市地域福祉計画（第4期）~~】  
 地域福祉の推進をめざして、市民、事業者、行政等の役割、責務を明らかにし、福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への市民参加の促進等の事項を一体的に示した計画。~~（平成16年（2004年）策定、平成31年（2019年）改定）~~

【~~豊中市地区まちづくり条例~~】  
 市民自らが、自分たちの住む身近な地域の環境を良くするため、まちづくりに関わりを持つときに、その自発的な活動に対する市の支援の考え方や、市民と協働で住みよいまちづくりを進めていくための必要な事項を定めた条例。~~（平成4年（1992年）制定、令和4年（2022年）改訂）~~

【~~豊中市都市計画マスタープラン（第2次）~~】  
 都市計画の目標となる豊中市の望ましい都市像と長期的な都市整備の方針、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画。~~（平成23年（2011年）策定、平成30年（2018年）見直し）~~

【~~豊中市都市景観形成基本計画~~】  
 豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者と市がともに協力して、その目標を実現するための指針となる計画。~~（昭和62年（1987年）策定、平成15年（2003年）改定（平成25年（2013年）豊中市都市景観形成マスタープランに一元化）~~

【~~豊中市都市景観条例~~】  
 豊中市環境基本条例の理念に基づき、都市景観の形

成について豊中市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく必要な事項を定め、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市景観の形成に資することを目的とした条例。~~（平成12年（2000年）制定）~~

【~~豊中市バリアフリーマスタープラン~~】  
 国が定める基本方針に基づき、市町村が単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）を作成するもの。~~（令和4年（2022年）策定）~~

【~~豊中市文化芸術推進基本計画~~】  
 文化芸術振興条例に基づき、めざすべき姿と基本理念を定め、文化芸術の普遍的な本質的価値を大切にしつつも、他の分野との連携に取り組み文化芸術創造都市としての戦略、推進プログラムを示す計画。~~（令和3年（2021年）策定）~~

【~~豊中市みどりの基本計画（第2次）~~】  
 都市のあらゆるみどりを対象に、豊中市の将来のみどりのあり方や施策の方向性を示すみどりに関する総合的な計画。~~（平成11年（1999年）策定、平成30年（2018年）改定）~~

【~~豊中市立地適正化計画~~】  
 行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを進めるため、人口密度を維持し、生活サービス機能などの適切な誘導を図るための方針や区域などを示し、長期的に穏やかに土地利用を誘導する計画。~~（平成31年（2019年）策定）~~

【~~とよなか百景~~】  
 平成元年（1989年）にあなたが見つけるとよなか百景として市民の方から同市内の都市景観、自然、建築物を募集し選定したものを。~~（平成29年（2017年）リニューアル）~~

【~~豊中ブランド戦略（第3期）~~】  
 都市ブランドの向上にむけて、目標として掲げた「暮らしの舞台」として豊中が選ばれる」の達成に向けた具体的な取り組みや進捗管理のあり方を示す計画。~~（平成28年（2016年）策定、令和6年（2024年）見直し）~~

【~~南部地域活性化基本計画~~】  
 これからの社会の動向や潮流を見据えながら、学校や学校跡地を中心とした南部地域（豊中市都市計画マスタープランで設定された地域区分で、名神高速道路以南の地域）の魅力を引き出しやすくPRし、未来に向けた地域の新たな魅力や価値を打ち出す「まちの将来像」を描き、南部地域の活性化を推進することを目的とした計画。~~（令和2年（2020年）策定）~~

【~~能勢街道~~】  
 かつて大阪と池田、能勢を結んだ主要幹線道路で本市を南北に縦断。上方落語「池田の猪糞い」の舞台として有名。

な

~~【ビュースポット】  
美しいながめの得られる場所。~~

~~【俯瞰景】  
高いところから見おろした眺め。~~

【保護樹木（林）】  
豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づき、基準を満たす樹木・樹林を地域の貴重な財産として指定し、保護を支援する制度。

ま

【まちあるき】  
まちなみを眺めながら歩く活動・イベント。

【まちづくり協議会】  
「豊中市地区まちづくり条例」に基づき、地域で活動する団体や個々の住民から構成された、住民の相互の連絡・交流および地域のさまざまな問題の解決を図るコミュニティづくりの母体となる組織。

【まちなみづくりの手引き】  
景観に配慮することで美しく魅力的なまちづくりを行うため、市民や事業者、行政が日頃から景観への理解を深めることを目的とした手引き。設計等の際に参考として頂けるよう考え方の解説と具体的なデザインの工夫を紹介。建築物・開発行為・工作物編と、公共施設編、屋外広告物編からなる。（平成26年（2014年）策定）

【窓面広告】  
窓面に貼られた広告物。内側から貼られたものは屋外広告物法の規制対象外となる。

【モザイク】  
ガラス・貝殻・石・木・タイル等をちりばめて、図案・絵画等を表した装飾物。建築物の床や壁等に施したものの。小さなかけらをちりばめたような状態をモザイク状という。

~~【モダンイズム（建築）】  
20世紀以降におこった、伝統的な枠組みにとらわれない建築様式。~~

~~【モニタリング】  
施策の進み具合等を定期的に確認すること。~~

~~【密集住宅市街地整備促進事業】  
密集市街地等において、住環境の改善と災害に強いまちづくりを進めるため、道路、公園等の整備や、老朽化した木造賃貸住宅の建て替え支援等を総合的に行う事業。現在では、住宅市街地整備総合支援事業と統合し、住宅市街地総合整備事業となっている。~~

【申し出制度】  
住民や事業者等の発意により、法的な根拠に基づくルールを定めるためのしくみとして、景観法に基づく景観計画や、都市計画法に基づく地区計画の案となるべき事項を市に申し出ることができる制度。

や

【ユニバーサルデザイン】  
「ユニバーサル」は普遍的な、全部の、万能の、自在の、全世界の、宇宙の、という意味。ユニバーサルデザインは、こどもから高齢者、身障者等、全ての人が使いやすい空間やものをつくることをいう。

【擁壁（ようへき）】  
崖や、盛土や切土による斜面の土止めのために造る壁。

ら

【ランドマーク】  
遠くから目立つ高い塔や街角の印象的な建物等、地域の目印となるもの。

【緑化リーダー】  
地域において緑化を推進する指導者のこと。市では、「緑化リーダー養成講座」を修了した人たちが組織された豊中緑化リーダー会が、地域や学校等の緑化活動や花いっぱい運動に参加し、これらの支援をしている。

【緑地協定】  
都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するために、一定の区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、樹木等の種類や植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市長の認可を受けて締結される協定のこと。

【ルーバー】  
細長い板をすき間をあけて平行に組み、透けて見えるようにした意匠。

わ

【ワークショップ】  
まちづくりの現場でみんなで考えたり計画を立てたりする手法の一つ。地域の課題に対応するために、住民をはじめとするさまざまな立場の参加者が主体となり、意見交換や共同作業を行うことで、解決策や計画案等の考案を進めていくもの。

豊中市都市景観形成マスタープラン  
基本計画／景観計画  
〔計画編〕  
~~平成26年（2014年）4月発行~~  
編集・発行 豊中市

は

【花いっぱい運動】  
市内の公園や空き地、家の周りで花をそだてることで、うるおいのあるまちなみを広げる運動。

【バリアフリー（化）】  
高齢者や障害者等が社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障害（バリア）を取り除き、安全で快適な生活ができるように整備すること。

【風致地区】  
都市計画法に基づき、自然や良好なまちなみの維持を目的に指定する制度。建物等の建築や樹木の伐採等の制限がある。

【文化財保護法】  
文化財を保存・活用し、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することを目的に制定された法律。（昭和25年（1950年）制定）

【平野（沖積低地・ちゅうせきでいち）】  
流水のために土砂等が積み重なり、川筋に生じた平野（低地）。

【保護樹木（林）】  
豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づき、基準を満たす樹木・樹林を地域の貴重な財産として指定し、保護を支援する制度。

ま

【まちあるき】  
まちなみを眺めながら歩く活動・イベント。

【まちづくり協議会】  
「豊中市地区まちづくり条例」に基づき、地域で活動する団体や個々の住民から構成された、住民の相互の連絡・交流および地域のさまざまな問題の解決を図るコミュニティづくりの母体となる組織。

【まちなみづくりの手引き】  
景観に配慮することで美しく魅力的なまちづくりを行うため、市民や事業者、行政が日頃から景観への理解を深めることを目的とした手引き。設計等の際に参考として頂けるよう考え方の解説と具体的なデザインの工夫を紹介。建築物・開発行為・工作物編と、公共施設編、屋外広告物編からなる。（平成26年（2014年）策定）

【窓面広告】  
窓面に貼られた広告物。内側から貼られたものは屋外広告物法の規制対象外となる。

【申し出制度】  
住民や事業者等の発意により、法的な根拠に基づくルールを定めるためのしくみとして、景観法に基づく

景観計画や、都市計画法に基づく地区計画の案となるべき事項を市に申し出ることができる制度。

【モザイク】  
ガラス・貝殻・石・木・タイル等をちりばめて、図案・絵画等を表した装飾物。建築物の床や壁等に施したものの。小さなかけらをちりばめたような状態をモザイク状という。

や

【ユニバーサルデザイン】  
「ユニバーサル」は普遍的な、全部の、万能の、自在の、全世界の、宇宙の、という意味。ユニバーサルデザインは、こどもから高齢者、身障者等、全ての人が使いやすい空間やものをつくることをいう。

【擁壁（ようへき）】  
崖や、盛土や切土による斜面の土止めのために造る壁。

ら

【ランドマーク】  
遠くから目立つ高い塔や街角の印象的な建物等、地域の目印となるもの。

【緑化リーダー】  
地域において緑化を推進する指導者のこと。市では、「緑化リーダー養成講座」を修了した人たちが組織された豊中緑化リーダー会が、地域や学校等の緑化活動や花いっぱい運動に参加し、これらの支援をしている。

【緑地協定】  
都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するために、一定の区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、樹木等の種類や植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市長の認可を受けて締結される協定のこと。

【ルーバー】  
細長い板をすき間をあけて平行に組み、透けて見えるようにした意匠。

わ

【ワークショップ】  
まちづくりの現場でみんなで考えたり計画を立てたりする手法の一つ。地域の課題に対応するために、住民をはじめとするさまざまな立場の参加者が主体となり、意見交換や共同作業を行うことで、解決策や計画案等の考案を進めていくもの。

豊中市都市景観形成マスタープラン  
基本計画／景観計画  
〔計画編〕  
令和6年（2024年）4月発行  
編集・発行 豊中市

旧



市の花 バラ



マチカネくん



市の木 キンモクセイ

市の木と花は、市制施行30周年を記念して、昭和41年(1966年)に市民による投票で決定しました。  
事前に専門委員に選んでいただいた候補の木と花各6種の中から、各1種を決める公募を行い、1,195票の投票の結果、市の花は「バラ」に、木は「キンモクセイ」に決まり、同年10月15日の市制施行30周年記念式典で発表されました。



新

今後作成